

平成 2 9 年 1 2 月

# 委員総会会議事録

松本市農業委員会

平成29年12月 松本市農業委員会 委員総会 議事録

1 日 時 平成29年12月27日(水)午後1時30分から午後3時17分

2 場 所 議員協議会室(東庁舎3階)

3 出席委員 44人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	16番	波田野裕男
17番	赤羽 隆男	18番	竹島 敏博
19番	丸山 寛実	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	30番	小沢 和子
31番	竹内 益貴	32番	窪田 英明
33番	上條英一郎	34番	百瀬 道雄
35番	伊藤 素章	36番	忠地 義光
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
41番	前田 隆之	43番	萩原 良治
44番	波場 秀樹	45番	百瀬 秀一
46番	金子 文彦	48番	上條 信

4 欠席委員 4人

15番	細田 範良	42番	青木 秀夫
47番	三村 晴夫	49番	赤羽 米子

5 議 事

議案第124号 松本市農地利用最適化推進委員候補者募集要項の決定について

6 協議事項

(1) 平成29年度第2回松本農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について【別冊資料】

7 報告事項

(1) 平成29年度第3回農業経営改善計画の審査結果について  
(2) 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段面積の設定について

- (3) 県選出国會議員との農政懇談会について
- (4) 12月農業振興部会における農林部との懇談予定について
- (5) 平成30年農業委員会新年会の開催について
- (6) 11月定例部会報告
- (7) 主要会務報告

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田	京子
		"	局長補佐	板花	賢治
		"	"	小西	えみ
		"	担当係長	齋藤	信幸
		農政課	課長補佐	勝山	隆浩
		"	主任	大塚	留誠
		"	事務員	羽賀	裕輝
		松本農業改良普及センター	課長補佐	西嶋	秀雄

10 会長あいさつ 小林会長

11 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 8番 上條信太郎 委員
- 9番 河野 徹 委員
- 〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

14 会議の概要

議長 本日の議案についてですが、総会、部会合わせて12件の議案が提出をされております。このうち議案第130号から132号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに議案第133号から134号「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会に事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告してください。

これより審議に入ります。

初めに、報告事項1、平成29年度第3回農業経営改善計画の審査結果について、農政課の説明をお願いいたします。

お願いします。

大塚（農政課） 農政課、大塚と申します。  
報告事項（1）ですけれども、他用務のために先にちょっとご報告をさせ

ていただきますこと、申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、11ページをごらんください。

着座にて失礼いたします。

報告事項1番です。平成29年度第3回農業経営改善計画の審査結果について報告をするものでございます。

制度の概要としては、根拠法令は農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本市長が認定するものでございます。

認定基準は、以下のとおりとなっております。

今回の案件ですけれども、3番としまして、認定者、新規が11ページ、12ページに記載のと通りの8件となっております。続きまして、再認定は以下のページのとおり、18件になっておりまして、変更の認定は13ページ、1件となっております。

こちらは、12月18日に行われております第3回松本農業支援センター経営改善指導部会議におきまして全件が承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして質問、意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
本件はただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。  
続きまして、協議事項1、平成29年度第2回松本農業振興地域整備計画、いわゆる農用地利用計画の変更についてを議題といたします。  
農政課から計画変更の概要について説明をお願いいたします。  
勝山補佐。

勝山（農政課） 皆さん、こんにちは。農政課、勝山隆浩と申します。どうぞよろしくお願ひします。

説明の前に、まず資料を確認してください。

2部お配りしておりますけれども、1つ目が、協議事項1、平成29年度第2回松本農業振興地域整備計画です。（農用地利用計画）の変更について。それと、もう一つが変更申請地位置図というものです。よろしいでしょうか。

それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、計画変更案の概要について説明をいたします。

協議事項1と書かれました資料、真ん中の下にページが振ってございますけれども、1ページ、変更案の概要をごらんください。

今回の申請は、合計で11件です。このうち重要変更が10件で、内訳は農家住宅4件、農家分家1件、公共事業が1件、その他が4件でございます。また、農家分家に係る申請者変更が1件となっております。

次に、今回申請分の経過と農振除外までの今後の予定について説明します。資料2ページの(2)をごらんください。

経過は記載のとおりです。本年12月2日から16日まで受け付けを行い、以降、各地区農振協議会、現地調査、庁内検討会議と行われ、本日、松本市農業委員会に協議をするものです。

次に、(3)の今後の予定ですが、公共事業1件と申請者変更1件については、平成30年1月24日開催の市農振協議会にて承認されれば、その後報告及び申請者への通知を予定しております。

また、残る9件につきましては、27号計画案の県の事前協議予定が平成30年2月上旬、農振計画変更案の県の事前協議予定が4月中旬、除外完了は、順調に進んだ場合には7月下旬ごろと見込んでおります。

以上です。

議長 　　ただいま説明がありました。このことに対しまして質問、意見がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　ないようです。  
次に進みます。  
それでは、変更案の協議に入ります。  
まず、農家住宅について説明をお願いいたします。  
勝山補佐。

勝山（農政課） 　　それでは、ここから個別の案件について説明をいたします。  
資料の3ページ、整備計画変更一覧表をごらんください。  
資料は、左側の上段から案件番号、土地の所在、土地所有者、転用事業計画者、変更理由、面積などとなっております。一番下には、位置図ページとして、別冊の先ほどご案内申し上げました変更申請地位置図のページが記載されていますので、よろしく申し上げます。

まず、資料の3から4ページ、整理番号1から4番の農家住宅4件について説明をいたします。

まず、整理番号1番、和田地区です。申請者である 氏は、父、氏が高齢により、本家の農業継続が難しく、経営を引き継がなければなくなり、主要耕作地近くに居住する必要が生じております。また、氏夫妻の将来の介護の可能性を考慮し、本家に隣接して住宅用の土地が必要になったというものです。父、氏の宅地内における住宅新築には十分な空き地を確保できないため、断念しました。また、他人所有を含めて位置選定を行いました。所有者の同意が得られず、必要最小限の土地

はここにしかないため、農家住宅用として、田、496平方メートルのうち、西側の295.03平方メートルを農振除外し、転用したいとするものです。

次に、整理番号2番、寿地区です。申請者で農業経営者の 氏、氏は、農業後継予定者である娘と 氏の母の4人で申請地の南側に居住しております。しかし、既存住宅が手狭であり、改装を含めて検討しましたが、問題の解消はしないことが判明しました。よって、今後の農業経営の維持発展のため、農家住宅敷地を拡張し、農業後継予定者の娘が使用する離れの建設用地として、農業用施設用地155平方メートルを農振除外し、転用したいとするものです。

次に、整理番号3番、岡田地区です。申請者である 氏は、現農業経営者の父、 氏から農業経営を引き継ぎ、仮住まいである松本市内のアパートから通いで本家の田畑を主体的に耕作しております。しかし、今後の農業経営上の耕作のしやすさと 氏の配偶者両親の介護の可能性を考慮し、耕作地付近に居住したいとするものです。父、 氏の宅地内には古い土蔵があり、取り壊すことで用地を確保することも考えましたが、石垣などが障害となり、重機の進入路が確保できず、断念となりました。よって、農家住宅用として、畑、627平方メートルのうち、南側320平方メートルの除外をし、転用したいというものです。

農家住宅最後の案件となります。整理番号4番、内田地区です。申請者で農業経営者の 氏及び農業後継者の 氏は、 氏の母と申請者両名の配偶者、 氏夫妻の子、6人で申請地西側に居住しております。しかし、既存住宅は昭和38年に建てられたものであり、手狭であり、これ以上の増築は現行法上困難であります。また、既存宅地内の建てかえは、建築基準法上の道路に接しておらず、不可能であるため、今後の農業経営を考慮し、既存宅地用の接道用地も含んで、畑、521平方メートルのうち、北側の348平方メートルを除外し、転用したいとするものです。

これら農家住宅4件につきましては、地区農振協議会で審議されております。

また、市の関係課である農業委員会事務局及び開発行為、建築確認を所管する建築指導課などとの協議の結果でも、除外はやむを得ないと判断しています。

以上、農家住宅4件についての説明です。ご協議をお願いします。

議 長

農家住宅4件について説明がありました。  
地元の委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

次に、全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようですので、集約をいたします。  
農家住宅4件、1,123.03平米につきましては、やむを得ないと、  
こういう形で集約をしたいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお  
願いをいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、農家住宅4件につきましては、やむを得ないと  
いう形で集約いたします。  
次に、農家分家について説明をお願いいたします。  
勝山補佐。

勝山（農政課） 続きます、資料5ページの整理番号5番、農家分家1件について説明い  
たします。

整理番号5番、芳川地区です。申請者の 氏は、家族3人でアパー  
トに生活していますが、家族の将来を考え、自己用住宅を建てることを決  
断し、他者の所有地も視野に入れ検討しましたが、本家営農近隣地域で、  
営農を補助できる必要最小限の土地はここにしかないため、農家分家用と  
して、田、1,750平方メートルのうち468.38平方メートルを農  
振除外し、転用したいとするものです。

なお、本家の農業経営者は、申請者の弟、 氏が継いでいく予定で  
す。

農家分家1件は、地区農振協議会で審議されております。

また、市の関係課である農業委員会事務局及び開発行為、建築確認を所管  
する建築指導課との協議の結果、除外はやむを得ないと判断しております。  
以上、農家分家1件についての説明です。ご協議をお願いします。

議長 ただいま農家分家1件について説明がありました。  
地元の委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いをいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
農家分家1件、468.38平米につきましては、やむを得ない、こうい  
う形で集約をしたいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いを

いたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ということですので、農家分家1件について、やむを得ないという集約をいたします。  
次に、公共事業について説明をお願いいたします。  
勝山補佐。

勝山（農政課） 続きまして、資料6ページ、整理番号6番の公共事業1件について説明いたします。

資料6番、島内地区です。目的は災害時支援物資集積拠点整備です。申請者は松本市長であり、危機管理対策及び防災対策の推進の観点から、災害時に全国各地から調達する大量の支援物資を滞留させない体制を構築する拠点施設整備の用地の一部に充てることを目的として、田、2筆、1,887平方メートルを除外し、転用したいとするものです。

なお、申請地については、目的が公共事業であるため、来年1月の市農振協議会で承認をいただければ、申請者に手続の完了の通知を発する予定です。

以上、公共事業1件についての説明です。ご協議をお願いします。

議長 ただいま公共事業1件についての説明がありました。  
地元の委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないですね。  
全体の委員さんから質問ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
公共事業1件、1,887平米については、了承すると、こういう形で集約をしたいと思います。ご承認いただける方の挙手をお願いをいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ということですので、公共事業1件につきましては、了承するという形で集約をいたします。



次に、その他について説明をお願いいたします。

勝山補佐。

勝山（農政課）　　続きまして、資料の7から8ページ、整理番号7から10番のその他4件について説明いたします。

まず、整理番号7番、四賀穴沢地区です。目的は一般住宅建設です。申請者で農業経営者の　　氏は、配偶者、子供1人、母、妹、弟を含め6人で申請地にほど近い住宅に居住しています。しかし、既存住宅では手狭になったこと、また配偶者の母の要介護状態を考慮し、効率的な農家経営を図るため、一般住宅を隣地へ建築するための土地が必要となりました。他人所有の土地を含めて位置選定を行いました。上下水道管が通っていないなど建築に適する土地がなく、周囲耕作地への影響を少なく、利用できる必要最小限の土地がここにしかないため、一般住宅用として、田、532平方メートルを農振除外し、転用したいとするものです。

なお、申請上の面積532平方メートルは、登記簿上のものであります。このうち分筆登記未完了の市道の敷地が含まれているなど、筆界が現況と一致しておりません。申請者から、除外完了までに境界確定を行い、最終的には326平方メートル余りの転用になる見込みであるという申し出がなされており、よって、住宅用用地として妥当な面積と判断しております。

次に、整理番号8番、寿地区です。目的は駐車場、避難用地の敷地拡張です。申請者は下瀬黒町会であり、公民館の敷地を拡張し、駐車場用地と災害時の避難用地を確保したいとするものです。現状、公民館行事などの際、既存駐車場では足りず、路上駐車が見られ、近隣から苦情が出ている状況にあります。加えて、町会区域には山林の斜面に近接して建つ民家が多数存在し、土砂災害等に備えて、住民の生命を守るための避難用地として準備したいとするものです。平時においては、駐車場用地として使用することです。よって、畑、102平方メートルを除外し、転用したいとするものです。

続きまして、整理番号9番、今井地区です。目的は資材置き場、駐車場の敷地拡張です。申請者は申請地隣接に本社を構え、建築現場で使用する足場部品の販売、貸し出しを主とする会社です。現状、県内各支店の繁忙期に資材置き場や車両置き場が不足しております。また、借地で使用している現在の資材置き場は、平成30年に契約を解約しなければならなくなり過去の業績や今後の事業規模拡大を考慮し、事業の中心となる本社敷地隣接地に資材置き場等が必要と判断しました。よって、畑、1,419平方メートルを農振除外し、転用したいとするものです。

その他の案件最後となります。整理番号10番、安曇地区です。整理番号10番、目的は宿泊施設の車両保管等用地です。申請者は申請地隣接地で有限会社　　荘を営んでいます。マイクロバス、トラッククレーン、重機などを10数台保有しており、冬場には松本市の委託により除雪作業を行っておりますが、ほとんどの機械を屋外に保管しているため、機械の劣

化、破損が顕著であり、耐用年数延長を図るべき保管用倉庫を申請地西側の一部である375平方メートルを用いて建築したいというものです。

また、平成7年に農地法の許可を受けて建築した家族ふるとボイラー室の一部が農地にはみ出していることと、車庫兼物置が存在している事実が判明しました。今回判明した現況を適法な状態にするため、申請地左側の一部670平方メートルもあわせて除外したいとするものです。よって、除外転用面積は、採草放牧地、5,193平方メートルのうち、東西合わせて1,045平方メートルとなります。

これら4件とも、地区農振協議会で審議されております。

また、市の関係課である農業委員会事務局、建築指導課との協議の結果、除外はやむを得ないと判断しています。

以上、その他4件についての説明です。ご協議をお願いします。

議長 　　ただいまその他4件について説明がありました。  
地元委員から何か補足の説明がありましたら、お願いをいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　今井の案件については、優良農地のような感じもしますが、どうでしょうか。  
勝山補佐。

勝山（農政課）　　これ、敷地拡張ということで、周りが既に会社事務所等の要地となっている場所です。

議長 　　何かほかに地元の委員さんから補足説明ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　全体の委員の皆さんから質問、意見ありましたら、お願いいたします。  
はい。

萩原委員 　　お聞きしたいんですけども、農家分家と一般住宅との違いは何なのか。ちょっと説明を聞いていますと、その他の7番の一般住宅は、農家分家にしてもおかしくないようなふうに聞けたんですけども、そこらの違い。

議長 　　勝山補佐。

勝山（農政課）　　お答えします。  
開発行為をするときに、都市計画法上の線引きがあるかないかで判断する、まず。四賀地区になりますと、都市計画法のいわゆる線引きというものがなされておらないため、これ、一般住宅という扱いにしております。

議長 いいですかね。

萩原委員 わかりました。

議長 ほかに質問ありましたら。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
集約をいたします。

その他4件、3,098平米については、やむを得ないという形で集約をしたいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、その他4件につきましては、やむを得ないと、こういう形で集約をいたします。  
申請変更、次に農家分家について説明をお願いいたします。  
勝山補佐。

勝山（農政課） 続きまして、資料9ページ、整理番号11番の申請者変更、農家分家1件について説明いたします。

整理番号11番、内田地区です。申請者、  
氏、氏は、自身の  
子供2人と本家家族の3人の計7人で生活していますが、家族の増加により、自己用住宅を建てるのが適当と判断しました。住宅建築用土地が必要となり、位置選定に当たって、本家が営農する近隣地域で営農補助に適した場所を他者所有地も含め検討しましたが、条件に合う必要最小限の土地はここにしかないため、農家分家として畑、499平方メートルを転用したいとするものです。本家の農業経営は、申請者の兄、  
氏が継いでいく予定です。

なお、申請地については、農家分家建築目的で、現在所有者である  
氏の姉の子を転用申請者として、平成17年12月20日付で農振除外済みですが、諸事情により農地転用が未完了の状態となっております。本申請に当たっては、目的と転用予定面積が12年前の申請と同一であり、土地所有者と転用計画者がかわっているため、申請者を変更して受け付け、来年1月の市農振協議会にて承認をいただければ、申請者に手続の完了通知を発する予定です。

申請者変更、農家分家1件は、地区農振協議会で協議されております。  
また、関係課との調整結果では、妥当の範囲で、変更はやむを得ないとしております。

以上です。協議をよろしく申し上げます。

議長 申請者変更、農家分家について、ただいま1件の説明がありましたが、地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
申請者変更、農家分家1件、499平米につきましては、了承すると、こういう形で集約をしたいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、申請者変更、農家分家1件については、了承すると、こういう形で集約をいたします。  
最後に、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について、説明をお願いいたします。  
勝山補佐。

勝山（農政課） 最後になります。松本市の農業の振興に関する計画、いわゆる27号計画の変更について、資料は10ページから18ページとなっておりますので、よろしく申し上げます。  
内容をかいつまんで説明いたします。  
この計画の趣旨ですが、農用地区域の変更については、土地改良事業の完了後8年を経過していない土地については、変更することができません。しかし、農業者が営む農業用施設という条件を満たす施設については、例外的に変更を行うことが可能とされています。  
土地改良事業の実施経過については、11ページに記載されているとおりです。  
資料の12ページをごらんください。  
先ほど協議をお願いしました案件番号1から11までのうち、案件番号1番の1件につきましては、番号 と表され、変更申請面積295.03平方メートル、これにつきましては、国営中信平二期農業水利事業の受益地です。この案件につきましては、地域の総合的な土地利用において問題が

なく、農業上の土地利用への支障が軽微であると判断し、土地改良事業の完了後8年を経過していない土地であります。本件計画を変更したいとするものです。

以上、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について説明をいたしました。ご協議をお願いします。

議長 ただいま松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について説明がありました。  
委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
集約いたします。  
松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、異議なし、こういう形で集約をしたいと思いますが、ご承認をいただける方の挙手をお願いをいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更につきましては、異議なしという形で集約をいたします。  
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告をしていただきます。  
お願いします、窪田局長。

窪田局長 それでは、ただいまの協議結果の集約を報告いたします。  
農家住宅4件、1,123.03平米については、やむを得ないと集約いたしました。  
農家分家1件、168.38平米については、やむを得ないと集約いたしました。  
公共事業1件、1,887平米については、了承すると集約いたしました。  
その他4件、3,098平米については、やむを得ないと集約いたしました。  
申請者変更、農家分家1件、799平米については、了承すると集約いたしました。  
松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、異議なしと集約いたしました。  
以上です。

議長 ただいまの事務局長から報告された集約で異議ありませんか。

[ 異議なし ]

議 長

異議なしということですので、協議事項 1、平成 29 年度第 2 回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更については、以上のとおり農業委員会の意見として決定をいたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、続いて議事に入ります。

議案第 124 号 松本市農地利用最適化推進委員候補者募集要項の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

では、議案第 124 号の説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず、要旨でございますが、松本市農業委員会の新体制移行、こちら、来年の 8 月にいよいよなつてまいりましたけれども、農業委員につきましても、市長が任命するわけですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとされています。そこで、推進委員候補者を募集するわけでございますが、まず募集要項を決定いただきます。あわせまして、今後の事務の進め方について、先月に引き続きまして、また協議をお願いします。

それでは、2 番目、募集要項の決定についてということでございます。

その前に、この 12 月の市議会の定例会で関係条例が成立しましたので、報告をさせていただくわけでございます。

3 ページ、4 ページの内容でございますので、ご確認ください。

委員の定数 24 人、それから推進委員の定数 18 人ということで、条例で規定したところでございます。

またお戻りいただきたいと思えます。

2 の（2）松本市農地利用最適化推進委員候補者募集要項の決定ということで、農業委員会法及び成立しました条例に基づきまして、募集要項の案を作成いたしました。

別冊資料ということで、そちらのほうをごらんください。

別冊資料をごらんいただきますと、1 ページからが推進委員候補者の募集要項でございます。

それから、7 ページ以降が、参考として添付しましたけれども、農業委員の候補者の募集要項になってございます。

1 ページ目でございますが、募集の人数が 1 番のところ、それから 2 番が任期ですね。農業委員会が委嘱した日、つまり来年の 8 月 9 日以降から 3 年の 8 月 8 日までの 3 年間、3 番目が職務内容でございます。

職務内容につきましては、補足しまして、カラー刷りのパンフレットをきょうお手元にお配りしております。「みんなでつくろう新しい農業委員会」ということで、カラー刷りのパンフレットをお手元にお渡ししておりますので、農業委員の仕事、それから推進委員の仕事、どんなイメージな

のかというようなものを参考にもらいたきたいと。また、これから地区で候補者の選考に入る際に、このようなパンフレットを活用いただければと考えています。

続きまして、別冊に戻っていただいて、4番目が身分です。身分ということで規定しておりますし、5番目が報酬額を規定しております。

6番目は、推薦及び応募の資格ということで規定しておりますが、ただし書きで、次のいずれかに該当する者を除きますということで、(1)から(6)まで規定しております。

1枚めくって、2ページ目、7番のところ、推薦及び応募の方法ということで規定しております。提出書類と、(2)として様式の入手方法等を規定しております。ホームページにつきましては、1月中下旬をめどに整理をして、ホームページに載せられるような形を考えております。

8番として、受付期間、先月もお話ししたとおり、3月1日から4週間、3月28日までを予定しております。

10番目、情報の公表ということで、これ、法律に基づきまして、受付期間、つまり3月1日から3月28日のちょうど中間と、あと受付期間終了後、推薦及び募集の状況をホームページに掲載するというございます。

公表内容は、個人情報の部分だけは伏せて、つまり住所と生年月日と連絡先を除いた事項で、推薦書等に記載された内容は公表事項になるということでございます。

11番、候補者の選考ということで、もし定数を上回る応募があったときは、選考委員会で選考すると。

それから、12番、選考結果の通知という形で、募集要項の案を作成いたしました。

3ページ、4ページは担当区域の詳細を明記しておりますし、5ページ以降は様式になってございます。

それから、7ページが参考として添付しました農業委員のほうの募集要項でございます。中身については、説明は省略しますが、あわせてこちらのほうも進めてまいります。よろしく申し上げます。

それでは、またお戻りいただきまして、本冊資料でございます。

この関係条文は、点線の枠内に示したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

それから、3番目、今後の事務の進め方についてということでございます。

先月、11月の定例会でも協議しましたが、考え方としては、まずは地区の町会連合会へ推薦の依頼をしていきたいということでございます。ただ、必ずしも町会組織からの推薦でなくてもいいということでございます。

推進委員の関係では、担当区域がまたがる岡田と本郷、それから入山辺、里山辺等、農業委員を中心に、引き続き調整を進めていただいているところでございます。

3の(1)推薦依頼先及び人数ということで、5ページのとおりでございます。5ページに推薦依頼先、まず真っ先に推薦依頼を行っていくところ

を明記しておりますので、ご確認をお願いします。

それから、6ページ以降で依頼文の文案でございます。

6ページが推進委員候補者の依頼文です。農業委員会長から各地区の町会連合会長あての依頼文ということでございます。

7ページが農業委員候補者の依頼文、こちらは市長からの依頼文という形になります。

参考までに、7ページの後ろに、先月もご協議いただきました農業委員の場合は、認定農業者が半数以上を占めなければいけないという要件がありますので、目安として、認定農業者の多い地区は、認定農業者をぜひ推薦してくださいねという形で、このようなものを農業委員の依頼文には添付をするということでございます。

9ページは、これは参考ですけれども、農業団体推薦の依頼文ということでございます。

その依頼ですが、年明けまして1月10日に松本市の町会連合会の集まりがあります。常任理事会があります。各地区から町会連合会長が出てくる会議でございますが、こちらの席、1月10日に正式な依頼をそれぞれの連合町会長にしていくという考えであります。

それで、ポイントは、年齢、性別にこだわりなく選んでくださいということでございますし、地区推薦については、町会の代表者または農家組合等の代表者2名以上が連名といえますか、連署して推薦するというようにしております。

それで、続きまして10ページをごらんいただきたいわけでございます。

候補者の推薦に向けた手続の例ということで、一般的な例、こんな形が考えられるんじゃないかというようなものを4つ、こちらのほうでつくりました。

まず、上のほうで基本的な流れということなんですが、農業委員会事務局から地域づくりセンター等を通しまして、各町会連合会へ依頼していくと。町会連合会のほうは、農家組合等に対しまして相談したり、協議をするというようなこともあると思います。そして、最終的に候補者を決定するというような基本的な流れかと思えます。

具体的には4つほど各論としては出てくるかと思いますが、もちろんこれに当てはまらないケースもあるかもしれません。

例1としましては、町会連合会が推薦を行い、候補者の人選を農家組合に委託するようなケース。例2としては、農家組合が、もう農家組合主体に候補者の人選を行って、町会連合会の承認のもとに、農家組合がもう推薦を上げるというケース。例3としては、逆に町会連合会が全て人選を行って、農家組合の承認をとりつけながら推薦するようなケース。それから、例4としては、両者ですね、町会連合会と農家組合両組織が入るような会議体を活用して人選を行って、推薦を上げるというようなケース、4つの例を想定しますし、ほかのケースもあるかもしれません。こんなようなパターンで、それぞれ3年前の農業委員の選出経過も踏まえながら、各地区の状況に応じてご判断をいただきたいと。



ですので、センター長さんとか、連合町会長さん等と十分ご協議をいただきまして、プロセスを決定していただくというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、2ページにお戻りください。

(4)の今後の予定となります。

既に地区推薦については、地域づくりセンター長へ事務的な説明を終えております。これは12月22日にセンター長会がありまして、そこでもう一通り事務的な説明が終わっております。

それから、農業団体推薦につきましても、JA等へ説明と候補者の推薦依頼を実施中ではございますけれども、事務レベルの説明はもう既に終えておりまして、正式な推薦依頼を年明け早々に行っていくということで予定しております。

その下のところ、今後の予定ということで、30年1月から順を追って載せておりますので、ご確認ください。広報まつもとは2月号を予定しております。また、3月、4月、6月、8月という形で進んでまいりますので、ご確認をお願いいたします。

ということで、地区内でどのようなプロセスで候補者を選ぶのか、最終的に町会主体で上げるか、農家組合主体で上げるか、それによって推薦する、連署する2名以上の方の連署が必要なんですけど、その方がどうなるかというようなことも出てくるかと思えます。

いずれにしても、現在の委員さんにかなりかかわっていただかないと、なかなか動いていかないかと思えますので、ぜひ地区内で手続等円滑に進むように、年明け早々ご活動をいただければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

まずは募集要項の決定ということでお願いしたいと思えます。

以上でございます。

議長 　　ただいまから質疑を行います。  
発言のある方の挙手をお願いいたします。  
百瀬委員。

百瀬(文)委員　　すみません、この1月10日に配付されます推薦依頼についてなんですけど、農業委員の候補者の推薦についてなんですけれども、地区別の推薦目安をもとに、できるだけ認定農業者をということなんですけれども、その認定農業者の名簿等は一緒に添付していただけないのでしょうか。あると、人選をする上にも便利だと思うんですが、プライバシーの問題もあると思うんですが、ちょっとその辺、ご協議、教えていただけたらと思えます。

議長 　　板花補佐。

板花局長補佐　　センター長会でも質問が出まして、そこら辺につきましても、やはりリストがないと人選できませんので、現実問題として。ですので、希望するセ

ンター長のほうにリストを渡すということでセンター長会の際には回答申し上げました。

ですので、農業委員さんに渡すというか、町会連合会のほうに推薦依頼出していきますので、事務局とすれば、センター長になりますので、センター長のほうにリストを渡すような考えで進めたいと思います。

議 長 百瀬さん。

百瀬（文）委員 すみません、そうすると、希望された地区にだけ、センター長のほうという解釈ですか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 センター長会ではそんなふうには回答をしましたが、もうこの際ですので、認定農業者の名簿も一律に、それぞれ個別にその地区の分をセンター長に出すというような考え方で決めたほうがいいのかというふうに今思いましたので。

百瀬（文）委員 ありがとうございます。

議 長 じゃ、それぞれの地区へ認定農業者の名簿をお出しをするというようなことだそうであります。  
ほかに意見ありましたら、お願いします。  
河野委員。

河野委員 本冊のほうの10ページですか、4つの例ということで別添3に示されておりますが、上の基本的な流れの中には、「農家組合等」に対してという書き方してありますが、その下のほうの欄のところは、全部「農家組合」でとまっちゃっている。用語的には統一していただいたほうがいいのかと思います。これが1点です。

それから、もう一つ、地区でのですね、推進委員もそうですし、農業委員もそうですが、推薦書の様式の関係ですが、推薦を行う者ということで、2名以上ということで、3つの欄設けてございますが、団体推薦のように、団体名とかというのを書く欄がないもので、例えば町会連合会、町長誰々、あるいは農家組合長誰々というような、いわゆる役職名を入れられるような様式にしないと、ちょっと個人名だけでは、その人が何の役職やっけて、どこで推薦をしたのかということがわからないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議 長 板花補佐、その2つ。

板花局長補佐 「等」という言葉については、町会連合会に正式に依頼する際は、統一し

ていきたいというふうに考えております。

それから、推薦の関係ですね。推薦書の様式の肩書きでございますが、農業団体からの推薦に対しまして、地区推薦は農業者からの推薦という、農業者またはその他関係者というところで、非農家の町会長の名前で、その他関係者というところで読めるということで、基本的には個人推薦という形なんですけど、その個人の裏に組織決定があるかとは思いますが、形は個人推薦という形になっているものですから、ちょっと肩書きを入れるというところは、いろいろな様式を県内、県外いろいろと検索して、いろいろな様式例の中でいいところ取りをしてつくったわけでございますが、なかなか個人推薦、地区推薦で肩書きを入れているっていうふうなのはないものから、そこまでは考えていないということでございます。

逆に、組織の中で推薦を行う者を決めていただいてもいいものから、必ずしも肩書きのついた方が推薦を行う者になるとは限らないということでございます。地区によっては、本当に農家の年長者2名が推薦を行う者になるというようなことももしかしたらあるかもしれませんし、役職にこだわらずに、地区推薦、個人推薦というふうに考えているところがございます。

そういうことで、個人名で行きたいというふうに考えております。

議長

河野委員、地区委員ではそういうことであるということではありますが、それをご了解いただけますか。

どうぞ。

河野委員

大部分の地区は、町会連合会なり、そういった組織の長が推薦人になると。たとえ非農家であっても、そうであれば推薦者になれるというようなこともありますので、その辺は、ちょっと書けるようにしていただいたほうがいいのか。要するに、欄を少し大きくすればいいだけなんで、別に個人であれば、彼らに必要ありませんので、そのまま書いていただければということかと思いますが、ご検討をお願いします。

議長

上條委員。

上條（英）委員

今、河野さん言ったとおりだと思います。というのは、例えば個人で推薦した方と連合町会とか農家組合長、組織で推薦した2人出てきた場合、じゃ選考委員でどっちか選ぶのかといったようなことにもなりかねないと思いますので、ぜひできればその選ぶときに、どうしてこの人が推薦になってきたんだろうという検討する場合のそういう背景がわかることによって、もっともらしいというか、正常な認定というか、委嘱ができるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺もやっぱり両方考えられるんじゃないかと思っておりますので、肩書き等を入れられる部分と個人の部分と2つあったほうがいいんじゃないかと私は思います。

以上です。

議長 今、河野委員と、それから上條委員からもそういったところ、記載しろというような意見でございますが、ほかにこのことに対しまして、ほかの皆さんで意見が、委員の皆さんありましたら、お願いします。  
板花補佐。

板花局長補佐 様式例の第2号というのが団体推薦の様式になっているんですが、団体推薦用の様式という形になる可能性が出てきてしまうんですね。町会団体というふうなとらえ方になってしまうものですから、そういう考え方で進めると。

団体推薦、これ、農協を想定してつくっている様式なんですが、町会連合会なんか、こういう団体推薦扱いに、もし団体がちがちで推薦するとすれば、そういう形になってくるのかなと。

別冊資料の10ページですね。こういうふうになってきてしまうかなという気はするんですが、あくまでも町会または市内の農家組合等からの推薦ということで、様式第1号、9ページを作成しておりますので、どういってお立場の方かというようなのは、町会長の名簿とか農家組合長の名簿とか、場合によっては農協理事の名前になることもあるかもしれませんが、名簿等で確認はできるかとは思いますが、どうしても肩書きまで書かなきゃいけないのかどうかというところをちょっとお願いしたいと思います。

議長 事務局では、この推薦を依頼するのが町会連合会であったり、農家組合であったりというふうなことの中で、書式にはそれぞれの推薦した団体は記載をしないというような方向でお願いしたいということですが、お願いするときに、それぞれの団体をお願いするわけですから、そこで決定いただいたということですが、あくまでも推薦は本人の名前でお願いしたいというような事務局の案であります。どうですかね。  
河野委員。

河野委員 たびたびすみません。個人の名前でも別に構わないけれども、団体の肩書きを持った方でも構わないはずだと思います。そこに制約はないと思いますので、今度は1月10日に町会連合会の総会の折にまた説明されるわけですが、いわゆる例えば町会連合会が責任持って推薦をすることになれば、やはりそれは役職等をもって取りまとめて、この人だよ、ということかと思いますが、確かにここに書いてある推薦者は誰でもいいよという話になってしまえば、じゃ何で町会連合会へ推薦依頼するのか、こういう話になってしまいますので、その辺はいかがかと思います。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 推薦依頼はこういう形ですけれども、インターネットで広く公表

していくわけですので、推薦依頼を行っていないところから、例えば農業者グループ3名がこの人をどうしても農業委員に推薦したいというふうなことでも受けるということでございますね。依頼をしてないところから推薦が上がってくるということもありますんで、農業者2名以上なら推薦できるものですから、だから依頼してないところからも推薦が来るというふうなことで、その方が肩書きがあるのかどうかというものはまた別、肩書きがない方もいますので、あんまりこちら辺に肩書きにこだわらないほうがいいんじゃないか……

議長

ただいま、事務局では肩書きに、いろいろ推薦してくる人たちも、個人的に推薦してくる人たちもあるわけでありますのでという意見であります、どうですかね。

今、河野委員、上條委員から、推薦する場合は、団体も後ろに書くべきだという意見、それから事務局では、個人名で推薦をお願いしたわけだから、その推薦人としては個人名のみで行いたいということでございますが、ここでちょっと採決をいたします。

団体を書いたほうがいいと思う方は挙手をお願いいたします。

[少数挙手]

議長

それでは、事務局の言うように、この提案どおり、個人の名前でのみ記載をするということに賛成としていただける方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

今の採決の結果、事務局の案で、個人の名前で記載をいただくというふうなことで採決、多数でございましたので、そういう形で決定をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

そのほかに何か意見ありますか。

前田委員。

前田委員

農業委員の選出のことですけれども、今さらこんなことを言っちゃいけないだけども、今まで市議員がなっていたじゃないですか。それで、私はその方たちというのは非常にすぐれた方たちというか、しっかり農業の様子もわかるし、それから農業委員、農業だとかそういうものが市会にわかるということで、非常にいい形をとっていたように私は思うんです。

ところが、今回は市議員が抜けちゃっています。だから、そうすると市会とのパイプっていうのは、今まで直接この中のメンバーがやっていたので、市会の中で問題になったときには、きちっと説明なり何なりしていただいていたと思うんですけれども、その形がなくなってしまうので、そうすると、今度は定期的に市議会との話し合いとか、それからどのようにして合意をとっていくというようなことが必要になってくると思うんです。

だから、そこら辺のところは、今後の課題として、きちっとどういう形でそれをとって行くのかということを考えていく必要があるのかなと思います。

農業委員の構成メンバーのことからすると、一般募集で1というのが入っていますけれども、この人よりも、やっぱり私は市議員の形で、ちゃんと全体の様子を見たり、農業者じゃない人たちの意見を考えてということになると、市議員のほうがかなりわたしは公平に見ているのではないかなと、そういう感じがあるもんですから、だからこの形、将来の形よりも現在の形のほうが私は理想的な形をとっていると思うんです。

だから、そこら辺のところを来期の委員会では考えながらやっていく必要があるかなと思います。

以上です。

議長 補佐。

板花局長補佐 市議員さん、今までずっと農業委員会に2名お迎えいたしまして、いろいろとご指導いただいたという中で、新体制移行後は、ここら辺、ちょっと残念に思うんですけれども、実は議会同意というプロセスがありまして、議会の承認を得て人事案を承認していただくという中で、議会同意を求める議員を農業委員に迎えるというようなのが、ちょっと利害関係が絡むという中で、国の法制上の考え方から、議会推薦というようなものがもうなくなったという経過がございます。

また、農業委員会の中では、議会との懇談会も今まで継続してやってきているもんですから、今後も議会との連携を強めながら、委員には迎えられませんけれども、連携を強めながらやっていければと考えております。

議長 前田委員、そういうことでお願いします。  
ほかにどうですか。  
河野委員。

河野委員 11月の協議会のときに、条例改正の関係について、突然といいますが、こういうふうに変更になったよというお話があって、もう時間もないことで、やむを得ないということで、条例改正のされたものが3ページ、4ページに載っているわけですが、この条例改正、この12月議会で議決を得ておかないと、後の手続が進まないもんですら、それはやむを得ないということだと思うんですが、いわゆる今までの役員、例えば部会長とか部会長代理とかの4人のブロック長というか、地域長というような名称で今まで検討委員会の中ではつくってきたわけですが、再度また新体制検討委員会を開いて、具体的にどうするか、要するに条例はまた改正することは可能だと思いますので、理由があればですね。そのことをぜひ営みをしていただきたい。

それをやって、新しい新体制ではどういう運営をしていくのかっていうこ

とが余り今のところ、今までの中では議論されてないもんですから、新体制検討委員会は開いていかなきゃいけないと思いますし、またその条例もきちっと市のほうの了解が得られるような内容に変更すべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 局長。

窪田局長 ただいまご意見いただきまして、今までは、皆さんご存じのとおり、部会長、部会長代理については、農業委員会において、国の法律のほうできちんと規定があったもんですから、松本市の条例も、それに伴って、こうやってきちんと報酬も別で出ていたんですが、今度大きく農業委員会の法律が変わったということで、その中では全くそういった部会長とか、ブロック長とか、役員というものには全くもう触れられていません。農業委員は数を少なくするということです。

ですので、今回条例をつくるに当たって、本当はブロック長とかつくればよかったんですが、市役所の法制担当のほうとも何回もやり合った上で、やむを得ずそれはもうできないということで決定いたしまして、条例もそれで通りました。

今後につきましては、やはりまた新体制検討委員会を開かなければいけないねというふうに事務局でも考えているところですし、確かにブロック長的な、役員的なものはまたつくったほうがいいと思うんですが、報酬には反映されないということです。

今、毎月1回役員会を開いていまして、それなりにご負担いただいているんですが、その回数、毎月1回開かなければいけないのか、ご足労していただかなければいけないのかということまで含めた上で、ブロック長というものについて、また考えていきたいと思いますので、また今後ともよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 年明けに検討委員会を開かなきゃいけないということでございますので、そこでまたちょっと詰めていただくということをお願いいたしたいと思えます。

ほかにないようです。

採決をいたします。

本件について、原案のとおり決定いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定をいたします。

次に、報告事項2、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段面

積の設定について、事務局の説明をお願いいたします。  
係長。

齋藤係長

それでは、14ページになります。お願いします。  
報告事項2でございます。

10月の定例会で今年度別段面積の設定、候補予定地ということで、ここでお示しをしました。先月、11月の農地部会の中で、その候補予定農地につきまして、各地区の委員さん、各地区それぞれ意見をちょうだいしまして、127筆を別段面積ということでのせるということで協議をしたものでございます。

筆ごとの詳細につきましては、15ページからになってございますので、またご確認をしていただければと思います。

この協議のテーブルにのせた内容につきましては、大きい2番のところにもありますけれども、27、28年度の利用意向調査の結果、みずからも耕作する意思のない農地678筆を挙げまして、その678筆のうち、別段面積の設定要件に合致するものを145筆選定したところでございます。その145筆について、各地区の委員さんに現地調査なりをしていただいた結果、127筆、6万5,400平米を決定をしたというような運びになりましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

18筆につきましては、別段にのせることができなかつたんですが、その詳細につきましては、(2)番のアとイに記載になっております。主には、各地区で今、利用権設定をしているところ、今後もしばらく利用権設定、ちょっと様子を見たいというようなものが主でございましたので、お願いします。

3番の今後の予定につきましては、今月、これから農地部会で議案審議・決定というような運びになるかと思えます。農地部会で決定後、別段面積設定の公示を行いたいと思えます。

(4)番につきましては、また年明け、2回目の別段面積の審査を必要に応じて行うということと考えております。主に、今、12月に回収予定の29の利用意向調査等の結果によるものということでございます。まだ全て回収になってございませんが、今回回収できているものにつきましては、特に別段面積としてのせるといふようなところはまだ出てきておりませんので、また結果等を踏まえながら考えていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

議 長

ただいま説明がありましたが、この報告事項2に対しまして質問、意見のある方の挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。



本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、この後、農地部会において議案審議・決定することとありますが、別段面積を設定した農地が利用増進に結びつくように、引き続き委員の皆様の協力をお願いいたします。

次に、報告事項3、県選出国會議員との農政懇談会について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

では、19ページの県選出国會議員との農政懇談会についてご説明いたします。

要旨でございますが、松塩筑安曇農業委員会協議会と北安曇地区の農業委員会協議会の共催になりますが、国會議員との農政懇談会が行われます。年明けて1月26日でございます。旧東急REIホテル、アルピコプラザホテルにて行われます。

出席予定者ということで、国會議員は務台議員ほか2名ということでございますし、こちらのほうは両管内の農業委員長となっておりますが、塩尻市は選挙区が異なるため、違うということでございます。

本市が提案する議題につきましては、20ページ、21ページのとおりということで、役員会での協議を経て、このような形で報告をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、農地中間管理事業の推進についてということで議題ということで、現状、課題、ごらんのとおりでございます。右側の提案・要望のところ、要点としましては、農地中間管理事業を推進する際は、中山間地域の特殊性に配慮した視点を加えてほしいというふうなことですとか、国、県の補助事業採択要件として、農地中間管理事業の取り組みを参考にする際は、JAの事業、円滑化事業も含めた総合的な評価をお願いしたいというふうな要望ですね。

悪条件農地対策が21ページということで、こちら、提案・要望、右側の列のところ、十分な情報提供と指導をお願いしたいということでございます。農業者が費用負担なしに耕作条件の改善を進められるように、十分な情報提供というようなところが要点となっております。

こんなような形で懇談会にのせていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

議 長

1月26日にこのような国會議員との懇談会を予定しておりますが、この際でございますので、委員の皆様でこういうことをこの会議に、今ここに書いてありますけれども、これ以外に何かありましたら、お願いしたいと思いますが、どうですかね。

[ 質問、意見なし ]

議 長

この間、市会の皆様との懇談会を開きましたが、一番年配の議員さんから、

農業委員会は70年何もやってこないんだから、国家議員のところへ行ってどんどん物を言ってこいというような話がありましたので、それも参考にしたいと思いますが。

70年間何もやってこなかったということで、国会へ行ってどんどん注文つけてこいというような話をいただきましたが、どうやって注文つけるか知りませんが。

こうすることで、それじゃ議員さんと懇談をしてみたいです。

次に、報告事項4、12月農業振興部会における農林部との懇談予定について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

では、22ページでございますが、本日、また農業振興部会で農林部との懇談を予定しております。12月の予定でございますが、農産物のブランド化の推進ということで、ブランド化の手法について、例えば機能性表示ですとか、GI、地理的表示保護制度の関係ですとか、いろいろな手法について、また他産業との連携促進ということで、商工観光部門とのどんな形で接点を設ければいいのかとか、あるいは6次産業化で、例えば農産物で格外品というようなものを有効活用するとか、いろいろな考え方があろうかと思えますけれども、販売促進に結びつけられるようなことで振興部会で議論をしていきたいというふうに考えております。

先月は親元就農支援について懇談をいたしました。親元就農の効果的な支援方法について議論をしてきたところでございますが、市単事業の補助金がつくつかないか、まだ全然決まっていらないんですが、就農を奨励するにしても、祝い金的なイメージで1回出すのか、もっとほかに効果的な出し方があるのかというようなことを議論したわけでございます。

農林部の考えは、事業の継続性や投資効果ということで、今まで認定農業者にかなり支援をしてきたということでございますが、その認定農業者が次世代に引き継がれていかないと、一代限りで終わってしまえば、これまでの投資効果が十分発揮されないまま終わってしまうということで、当然その認定農業者の子弟の就農を後押しすることが、これまで投資した効果を継続する手段だという考え方で予算折衝に臨んでいるというふうな考えでございました。

これに対して委員のほうからは、就農者の研修費用とかスキルアップというところを目的に、1年限りじゃなくて、数年間に分けて支援したほうがいいのではないかなというような意見も出されたところでございます。

財政部との予算折衝も大詰めの段階なものですから、なかなか大幅な軌道修正というのは難しいような気もしますが、親元就農支援のあり方、どういところに支援をしていくのが効果的なのかというところは、もう少し議論をしていく必要があるかなという印象を受けたところでございます。

きょうも販売促進で懇談を予定しております。ざっくばらんな懇談会という形なんですけれども、もしこの場の席で農地部会の委員からもこんなことを要望してほしいというふうなことがあったら、出していただければと

いうことでございます。よろしく申し上げます。

議長 今、板花補佐の言われましたように、この後、振興部会でのいわゆる農産物の販売促進というようなことでございますが、特に農地部会の委員の皆様から意見がありましたら、お願いをしたいと思いますが。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
農振部会で農林部との意見交換を進めさせていただきます。  
次に、報告事項 5、平成 30 年度農業委員会の新年会の開催について、事務局の説明をお願いいたします。  
小西補佐。

小西局長補佐 それでは、資料 23 ページ、報告事項 5、平成 30 年農業委員会新年会の開催についてでございます。  
日時は、平成 30 年 1 月 31 日水曜日、午後 5 時 45 分から、1 月定例会終了後になります。  
会場がアルモニービアン、昨年と同じですけれども、アルモニービアンで開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。  
なお、この新年会ですけれども、平成 29 年度全国農業新聞目標達成懇談会をあわせて開催いたしますので、出席者は農業委員、事務局職員、全国農業会議所から 1 名、全国農業新聞長野県支局から 2 名参加の予定であります。  
会費ですけれども、1 人当たり約 3,600 円程度予定しております。5,000 円の会費なんですけれども、新聞の目標を達成したということで、支局のほうから一部負担がありますので、それを差し引いて、また計算させていただきます。2 月の報酬から差し引かせていただきます。  
新年会欠席される委員さんは、1 月 26 日金曜日までに必ず事務局のほうへご連絡ください。基本は皆さん出席ということで、アルモニービアンの方に今、予約してありますので、開催日の 3 日前までに連絡がない場合は、当日欠席されても会費をいただくことになりますので、ご了承ください。  
以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。農業委員会の新年会にはどうか委員の皆さん全員の出席をお願いいたします。  
次に、報告事項 6、11 月の定例会報告についてお願いいたします。  
なお、農振部会には議案がありませんでしたので、報告はありません。  
それでは、上條農地部会長から報告をお願いします。

上條（陽）農地部会長 それでは、24 ページをごらんください。

11月の定例農地部会の報告を申し上げます。

11月30日開催の農地部会において、議案19件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いたします。

また、農地法第5条の許可、承認案件につきましては、11月21日に赤羽米子委員及び森田大樹委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げます、11月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

本件につきましては、ただいまの報告のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項7、主要会務報告につきましては、資料25ページに記載のとおりでございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

初めに、松本市農業改良普及センターの西嶋課長補佐、お願いたします。

西嶋（松本農業改良普及センター） すみません、お疲れのところですが、農業改良普及センターの西嶋でございますが、「明日の長野県農業を担う若人のつどい」と書かれているつづり、ごらんいただきたいと思います。

来年の2月6日になりますけれども、松本の合同庁舎のほうで青年農業者の関係のプロジェクト活動コンクールというふうなことで、プロジェクト発表、あるいは意見発表を中心としました集まりが開かれることになっております。松本地域からも、1月15日に松本地区のプロジェクト発表、意見発表大会を行いまして、そこで代表者を選考いたしまして、こっこの県大会のほうに出る予定になっております。興味ある方は見に来ていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

めくっていただきますと、それぞれ松本測候所と今井の観測所の気象表を載せてございますので、ご参考というふうに思います。よろしくお願いたします。

それから、次の、まためくっていただきますと、ちょうど見開きになりますが、12月5日に関東農政局のほうで水稻の収量の総括といいますが、発表がございまして、長野県全体で作況101、629キロというような発表がなされています。都道府県別でいきますと、久々にといいますが、全国で1位になったというようなことを聞いてございます。

すみません、それでちょっとまためくっていただきますと、プレスリリースということで、第3期の長野県食と農業農村振興計画の案に対するご意見募集というふうなことで、若干もう始まっております。12月18日から約1カ月間、1月17日までということで、ご意見を募集しているところ

るでございます。

すみません、ちょっと順番がいけないんですけども、A3のちょっと折り込んである紙が一番最後でございます。これ、裏表で概要というふうなことになってございます。

特に重立ったといいますが、ことを申し上げますと、根拠法令といいますが、根拠条例が食と農業農村振興条例の第9条というようなことで、それに基づきまして、5カ年計画を過去2回にわたりましてつくってきたところでございます。

来年の4月、2018年から2022年までの5カ年間にわたりましての振興計画ということで、大ざっぱに言いますと、農業算出額といいますが、農村の生産額を平成32年、3,300億円を目指そうというのが骨子になっておりまして、それに向かって、基本方向を3方向、真ん中辺のところに施策体系というところがございますけれども、「次代へつなぐ信州農業」、それから「消費者とつながる信州の食」、「人と人がつながる信州の農村」という、この3本柱をもとにしまして体系を組んでいくということございまして、細かい字で恐縮ですが、右側のところにそれぞれの達成目標を達成しようということで、数字化されています。若干、まだ括弧書きの中に入っていない事項ですとか、傍線がある事項とかございますが、追い追いといいますが、成案になるまでには埋まってくる予定でございますし、若干数字も変わってくる可能性がございます。

すみません、戻っていただきまして、すみません、2枚ほど戻っていただきますと、松本地域の発展方向ということで、松本地域の地区計画、後ろの先ほどのA3の紙のほうですが、県下各10広域の発展方向、それぞれ出ておりますけれども、こういったものを抜粋したものがこちらの内容になっております。

松本地域も、県全体の計画に基づいたような方向に基づいてといいますが、体系的といいますが、基本方向、3つの方向は変わらないわけでありましてけれども、「めざす姿」のところに、その辺のところはそれに近いものになっております。「次世代へつなぐ松本農業」、あるいは「消費者とつながる松本の食」、「人と人がつながる松本の農村」、これらの3つの目指す姿をもとに、取り組みをそれぞれやっていくわけでありまして、その次のページから、ちょっとページが131というようなページになっておりますが、重点取り組みをそれぞれ5つ定めます。最後まで入れますと5つ定めまして、やっていくというような内容になってございます。

まだ成案になっていないといいますが、あれですが、若干変な部分があったり、自分の考えとちょっと違うようなところがありましたら、遠慮なく私のほうへ言っていただくなり、ホームページをたどっていきますと、意見書の様式がございますので、そちらのほうから言っていただく、出していただくというようなことでやっていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

県のホームページたどっていきますと、そんな、全部印刷すると、非常に膨大な数になってしまいますので、今回印刷しませんでしたけれども、ホ

ームページ見ていただきますと、全部が見られるようになってございますので、ぜひ一度ご精査をいただいて、お伺いしたいと思います。

すみません、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、29年度利用意向調査未回答の皆さんですね、お願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

29年度の利用意向調査の未回答者への対応ということで、冒頭、青柳のほうから封筒を該当する委員のほうにお渡ししております。

10月の定例会でお願いして、11月から対象者に配付していただいた利用意向調査の関係、本日が提出期限ということで、回答状況は66%になってございます。

未回答者に対しましては、10月の定例会でもご説明のとおりなんですけど、お手数ですが、委員による戸別訪問で、もう一回戸別訪問を実施していただいて、調査対象者へご指導をいただきたいというふうに考えております。

おくれて提出される可能性もありますので、訪問は正月明けぐらいのタイミングで訪問をしていただければというふうに考えております。

また、行き違いで事務局のほうに後で出てきましたら、委員のほうにその旨連絡しますので、ここは回らなくていいよという連絡しますので、よろしく願いします。

配付させていただいたのは、未回答者リストと封筒、意向調査書を封入した封筒です。もしかしたら調査書自体を紛失されている場合もあるかと思ひまして、念のため同じものをご用意させていただいたということでございます。

すみませんが、ご協力をお願いしたいということでございます。直接回収していただければ回収していただきたいですし、また返信用封筒入っていますので、事務局へ郵送というふうなご案内もしていただければと思います。

提出期限は、再設定しておりまして、1月19日までに事務局へということで再設定しておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、その他で、議案と一緒に配付しましたけれども、農地利用最適化推進研修会というようなものが1月19日にスイス村サンモリッツで開催されます。参加される委員は、本日中午までに事務局へご提出ということでお願いしたいと思います。

また、きょう、地産地消懇談会の開催についてということで、農政課のマーケティング担当のほうから配付をさせていただいております。この日は、農業委員の親睦旅行と日程が重なっていますので、参加できない委員もおられますけれども、旅行に参加されない委員で都合がつく委員は、ぜひ懇談会へ参加していただければというふうに考えております。マーケティング担当のほうに期日までにまたご提出をいただければというふうに思います。

あと、もう一点、12月以降の定例会等の委員の駐車場ということで、議案と一緒に、議案と同封してご案内をさせていただきました。資料を見ていただいたとおり、今後の駐車場、松本城大型バスの専用駐車場、未舗装で砂利のほうの駐車場になります。今までのところは雪捨て場になったり、税務署の申告で混雑しますので、まずはその砂利のほうの大型バスの駐車場からとめていただいて、そこにとめられない、予定の車両台数がもうとまっているということであれば、松本城臨時駐車場、税務署の北側のところにもとめて差し支えないということをお願いいたします。来年3月までということで駐車券を出しておりますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

あと、午後7時以降はかぎがかかって出られなくなるということがございます。砂利のほうの駐車場は施錠されちゃうということですので、夜7時以降はご注意くださいということをお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。  
                          小西補佐、お願いします。

小西課長補佐        では、私のほうから、1つはお知らせですけれども、既にはがきが届いているかと思えますけれども、松本市新年祝賀会ですけれども、1月4日木曜日、Mウイング北棟の8階で1時半から開催されますので、委員さんの積極的なご参加をお願いいたします。

あと、きょうの配付物ですけれども、毎年農政課で地産地消、食育推進事業の一環として作成しております旬のカレンダーが完成いたしましたので、配付いたしました。

写真については、一般応募とプロの方が撮ったのが両方まじっているようなので、また家に帰って見てください。

それと、2018年農業委員会活動記録セットを配付させていただきました。ちょっと重いですけれども、またご活用ください。

それと、農業委員の親睦旅行についてです。

議案と一緒に送らせていただいた資料には、ちょっと詳しい行程ありませんでしたが、きのう旅行代理店の行程表が届きましたので、きょう配付させていただきました。代金のほうも裏面に書いてありますので、ご確認ください。

出欠票の提出まだの委員さんは、この会終了後、小西のほうまで提出をお願いいたします。

以上です。

議長                    ありがとうございます。

その他、委員の皆さんから何かありましたら、お願いします。

それから、私のほうからもう一つ、この20日に議会の終わった後、理事者との懇談会がございまして、その席で、菅谷市長がこの間発行した農業委員会だよりについて、大変うれしいお言葉をいただきました。今回の農

業委員会だよりはいいねと。うまく構成もできているし、結構見させてもらったというような意見がありました。

それで、どこがよかったかといって私、聞いたら、上條さんの書いた最後のところと、それから編集後記のところの文がよかったとか言って、初めて市長からこの農業委員会だよりを褒めていただきましたので、大変うれしかったわけでありまして、また編集委員の皆さんには、引き続きまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに委員の皆さんから何かありましたら、お願ひします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。

以上で本日予定をしておりました案件は全て終了いたしました。

ただいまをもちまして議長を退任をさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 8 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 9 番

\_\_\_\_\_



平成 2 9 年 1 2 月

# 農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年12月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年12月27日(水)午後3時40分から午後5時00分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 19人 1番 森田 大樹  
3番 上條萬壽登  
4番 赤羽 隆男  
5番 上條 陽一  
6番 上條英一郎  
7番 塩原 忠  
8番 太田 辰男  
9番 柿澤 潔  
10番 岡村 時則  
11番 伊藤 修平  
12番 上條 信  
13番 百瀬 道雄  
14番 菅野 訓芳  
15番 上條信太郎  
16番 小沢 和子  
17番 古沢 明子  
18番 柳澤 元吉  
19番 丸山 敏郎  
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 1人 2番 青木 秀夫
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命  
〔議事録署名委員〕 18番 柳澤 元吉 委員  
19番 丸山 敏郎 委員  
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

## 9 議 事

### (1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第125号～126号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件  
議案第127号～128号
- (ウ) 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件  
議案第129号
- (エ) 農用地利用集積計画の決定の件  
議案第130号～第132号
- (オ) 農用地利用配分計画案の承認の件  
議案第133号～第134号

### (2) 協議事項

- (ア) 営農型太陽光発電施設設置計画に係る件

### (3) 報告事項

- (ア) 現況証明の交付状況の件
- (イ) 非農地証明の交付状況の件
- (ウ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (エ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (オ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (カ) 農地法第5条の規定による届出の件
- (キ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	長田由紀子
		〃	〃	大内 直樹
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 査	松村 豪治
		〃	主 事	川嶋 遥

## 11 会議の概要

議 長 それでは、議事に入ります。  
議案番号第125号から126号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。  
それでは、議案書の2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案番号第125号、安曇にお住まいの さん、 さん。高宮東にお住まいの さん、佐久市にお住まいの さん、安曇野市にお住まいの さん、 さん、 さん、千葉県木更津市にお住まいの さんの8人で所有します和田 - 、地目、台帳、現況ともに田外2筆、計3筆、合計1,797平米を和田にお住まいの さんが農地保全のため、贈与により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、ページめくっていただいて、議案書の3ページをごらんください。

議案番号第126号、和田にお住まいの さんが所有します和田 - 、地目、台帳、現況ともに畑外2筆、合計3筆、719平米を同じく和田にお住まいの さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、初めに議案番号第125号でございます。地元の委員さんの意見ということでございますが、和田でございますので、赤羽代理のほうからお願いいたします。

赤羽(隆)委員 これ、渡すほうが8人ですけれども、どっちかという、 さん、今度贈与でもらう人ですね。これが本家で、新宅へ出したときだと思っておりますが、そのときにくれた農地です。それが死んで、今度は子供の代になったもんで、8人にふえていっちゃったということで、この8人ももうやる気はないし、これ、もう要らないと、8人とも。要らないもんですから、もうもとへ返すということで、もらったけれども、またくれるということで、本家の さんにまたもらってもらおうということで話がついたそうです。これ、残しておいてもらって、荒地になっても困るもんですから、もとへ戻してそこでやってもらえば、助かるなという感じです。

議長 ありがとうございます。  
これからこういう案件がふえてくるような気がしますが、それでは本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、それじゃお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思えます。  
議案番号第125号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第126号でございます。これも和田でござい  
ます。赤羽代理のほうからお願いいたします。

赤羽(隆)委員 これも今の125と似たような案件なんですけれども、 さん、これ、  
もとは さんの土地を10年ほど前に購入してやっていたんですけれども  
も、もうこの売り渡しの さん、高齢になって、農業できないと。だも  
んですから、場所的に見ても、ほかの人に買ってくれと言っても、買う人  
いないんで、もとから買ったところにまた、頼まれたらしくて、 さん  
がまた買い戻すということで、もとへ戻すということらしいんで、ほかの  
人が行っても、ちょっと使える農地じゃないもんですから、しょうがない  
かなということですので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました  
らお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第126号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の  
挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第127号、128号でございます。農地  
法第4条の規定による許可申請承認の件、2件につきまして上程いたしま  
す。

それでは、事務局から一括説明を求めます。  
長田主査、それから阪本技師、お願いいたします。

長田主査 それでは、議案書のほう、4ページごらんください。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
まず、議案番号127号、内田にお住まいの さんが内田  
、地目、台帳・田、現況・畑、102平米に農家住宅の敷地拡張で物  
置及び駐車場を設置する申請です。追認の申請になります。  
経過について説明します。

当該地は、 さんの住宅敷地に隣接しており、宅地の一部として認識し  
ており、平成8年に自宅が手狭になったため、建築確認を得て建築したの  
ですが、このたび北側の宅地に の家を建築するために敷地の境界など

測量しましたところ、当該地が実は農地の一部であることが判明したものです。この物置は、今後も必要な施設であり、県と調整しましたところ、顛末書を添えた追認の申請をすることとなったものです。

農業経営者は さん、経営面積は7,192平米です。既存の敷地面積は624.18平米で、白地の農地です。農地区分につきましては、宅地、道路などに囲まれた広がりのない農地に該当しますので、第2種野内と判断しました。立地基準は農地法第4条第6項、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

阪本技師

続きまして、議案番号128号、梓川にお住まいの さんが梓川梓 - 、地目、台帳、現況ともに畑、293平米に農業用施設を建設する申請です。追認申請になります。

申請者の さんは、リンゴ栽培を中心とした農業経営を営んでおりますが、平成18年ごろに農機具やコンテナを収容するためのビニールハウスと農業用倉庫を建設しまして、当時、農地法を理解していない中で農地部分に建設してしましまして、今日に至るものです。今回新たに宅地部分に住宅の建設を計画しましたところ、これらのビニールハウス、農業用倉庫等が農地にあることが判明しまして、こちらですが、今後も農業経営上に必要な施設であるため、県と調整しましたところ、顛末書を添えた追認の申請をすることになったものです。

経営面積は1万508平米です。既存敷地面積は582.57平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行規則33条4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、2筆、395平米になります。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、初めに議案番号第127号から地元の委員さんの意見ということで、内田でございます。寿の上條萬壽登委員さんからお願いいたします。

上條(萬)委員

今、写真が出ていますけれども、ちょっと本通りはもうちょっと手前のほうにあって、宅地に入っていくには、ここの今の砂利道ですけれども、そこを通過して入っていくんですが、その右手のところは一応今、物置といいますが、建ててあるんですが、そこと、その前の駐車場になっているところが農地であるということでありまして、現状も宅地の一部のような状況でありますので、別に問題はないかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議 長

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお

願いますということでございますが、今回は寿の上條萬壽登委員さんと、それから赤羽代理のお二人で行ってまいりました、赤羽代理のほうからお願いいたします。

赤羽（隆）委員　この写真のとおり、ここの砂利道が今、入ってくる通路なんですよ。そこにはみ出して建物がある。周りももう住宅ですから、周りに大体農地がありませんから、周りへの影響というのは、まず今までもなかったし、これからはないだろうというふうに見てきましたので、よろしく願います。

議　　長　　本来なら違法ですが、顛末書もついているといったようなことも確認したもんですから、その辺も考慮して、よろしく願います。  
　　ということで、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、願います。

[ 質問、意見なし ]

議　　長　　それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
　　議案番号第127号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議　　長　　全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
　　続きまして、議案番号第128号でございます。梓川でございます。古沢代理のほうから地元の意見を願います。

古沢委員　　さんのお宅、ちょうど今写っているのは、本宅が右側にありまして、左側のちょうど本宅との真向かいの場所だと思われます。　　へ行く道路の左わきのおうちです。そこの赤線の左側には既に住宅が建たっていて、それに付随してつけて、もうその横につくるという話でした。  
　　ここに農業用施設って書いてあります。建てる場所とすれば問題はないと思います、自分の宅地内なので。よろしく願います。

議　　長　　それでは、現地調査をしていただきました委員さん、上條委員さん。

上條（萬）委員　今、説明がありましたように、母屋はこの右手のところにあります。それから、建物が手前、もう二つ、母屋に隣接して建っているんですが、そこへ今言ったように建物を建てる、こういうことだと思うんですが、その建物と母屋の間に通路があって、その奥がここの場所になるんで、別にその周りもえらいそんなに農地として周りは活用されていますけれども、ここ自体は、車庫なり倉庫なりということではいいかと思しますので、よろし

くお願いしたいと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第128号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第129号、農地法施行規則第17条2項の規定による別段面積の設定の件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
それでは、齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長 それでは、議案書の5ページからになります。  
農地法施行規則17条2項の別段面積の件でございます。  
先ほどの定例会でも報告をさせていただきました。先月の農地部会の中で145筆を候補予定地としまして、各地区の委員さんから意見を出していただきまして、全部で127筆を決定するというところでございます。  
1筆ごとの詳細につきまして、議案書の11ページまで記載してございますので、各地区の場所につきましては、確認をしていただきたいと思います。  
全部で127筆、6万5,400平米でございます。  
18筆候補予定地から外したわけですけれども、この除外理由につきましては、集団的農地利用に支障がある農地、農地利用が確実でない農地ということで、落とさせていただいたということでございます。  
なお、今後の予定でございますけれども、年明けてもう一回予定はしてございます。ただし、先ほど話しましたが、現在行われています利用意向調査の結果、あと委員さんを通しての要望が上がった農地があれば、年明けに協議をしていきたいと思っております。今のところまだそういった農地は上がっていないということですので、よろしく申し上げます。  
以上でございます。

議長 それでは、本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]



議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第129号につきまして、原案どおり対象区域を設定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということでございますので、原案どおり設定することと決定いたします。  
それでは、ここで農振部会の皆さんがお見えですので、先に、議案書の別冊をご覧ください。議案第130号、農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。  
本件は、農業振興部会に事前内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。  
それでは、農業振興部会長より内容書の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の9ページをごらんください。  
先ほど開催されました農業振興部会において、議案第130号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。  
一般分については、114筆、21万192平米で、内訳は、貸し付けが49人、借り入れが24人でありました。円滑化事業分は、123筆、21万4,554平米で、内訳は、貸し付けが75名、借り入れが54人でありました。所有権の移転は、13筆、2万2,700平米、第18条2項6号関係は、8筆、1万2,630平米、農地中間管理権の設定は、36筆、7万2,667平米。  
以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長からの内容報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。  
議案番号第130号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定されました。  
それでは、続きまして議案番号第131号でございます。農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、柳澤委員さんには退席をお願いいたします。

( 柳澤委員退席 )

議 長            それでは、お願いいたします。

田中農業振興部会長    続きまして、10ページをごらんください。

                  同じく農業振興部会において、議案第131号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

                  円滑化事業分は、2筆、1,370平米で、内訳は、貸し付けが1名、借り入れが1名でありました。

                  以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長            ありがとうございました。

                  それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

                  議案番号第131号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長            全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。柳澤委員さんはお戻りください。

( 柳澤委員入室 )

議 長            それでは、続きまして議案番号第132号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、これも委員に関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、菅野委員さんには退室をお願いいたします。

( 菅野委員退席 )

議 長            それでは、農業振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長    同じく10ページをごらんください。

                  続きまして、農業振興部会において、議案第132号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

                  農地中間管理権の設定は、2筆、1,707平米でありました。

                  以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報

告いたします。

- 議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。  
議案番号第132号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

- 議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、菅野委員さんはお戻りください。

( 菅野委員入室 )

- 議長 それでは、続きまして議案番号第133号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。  
本件は農業振興部会に内容の審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。  
それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

- 田中農業振興部会長 11ページをごらんください。  
同じく農業振興部会において、議案第133号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。  
農用地利用配分計画については、15筆、2万1,895平米でありました。  
以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。  
議案番号第133号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

- 議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認ということで決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第134号について、農振部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関する案件でありま

すので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、菅野委員さんには退室をお願いいたします。

(菅野委員退席)

議長 それでは、農業振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 12ページをごらんください。

農業振興部会において、議案第134号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分計画については、28筆、5万8,139平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第134号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり決定いたしました。それでは、菅野委員さん、お入りください。

(菅野委員入室)

議長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして協議事項に入ります。

営農型太陽光発電施設の設置計画に係る件ということで、事務局から説明を求めます。

長田主査、お願いいたします。

長田主査 すみません。本日机の上に皆さんに置いてありました協議事項の別冊のほうをごらんいただきたいと思います。

協議事項1、営農型太陽光発電施設設置計画に係る件となります。

こちらは、梓川倭でハイゴケを作付しながら、太陽光発電施設を設置する一時転用申請が近々出てくる予定となりまして、申請前に一度委員の皆さんのほうにご協議いただきまして、本申請前に何か気がかりなことだとか、逆にご意見等ありましたら、申請者のほうに伝えさせていただくというこ

とと、あと本申請になりましたら、松本市の農業委員会として意見を出さないといけないので、そういったところから、皆さんのほうからこの場でご意見をざっくばらんにちょうだいしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、計画者、申請者は 〇〇 さん、土地の所有者となります。梓川俊にお住まいの方です。

計画地ですけれども、梓川俊 〇〇、地目、台帳、現況ともに田外1筆、合計2筆の5,966.59平米について申請となります。この実際の175平米ほど差があるんですけれども、こちら、〇〇が設置されておりまして、既に届け出済みのものとなります。

実際の場所、位置図につきましては、3ページをごらんください。

場所ですけれども、〇〇の信号この下のほうの大きい交差点になります。こちらのすぐ北の農地2筆となります。

戻っていただきまして、こちら、転用面積は支柱部分となりまして、全部で2,023平米となります。農地区分は農振農用地で、第1種農地となります。

まず、太陽光発電施設の概要について説明をさせていただきます。

発電出力は247.5キロワット、パネル枚数2,160枚、パネル総面積が2,652.67平米となります。パネルの角度が17度、最低地上高2メートルで、最高地上高3.5メートルということで、高さとしては作業に支障がないと判断できます。

パネルの配置につきましては、4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

今回、農地の形状に合わせて平行にやるのではなくて、南向きに正面になるようにパネルのほうを設置する予定となります。したがって、農地に対して若干斜めの形状となっております。

右下に小さい長い四角であいているところが、先ほど申し上げたの施設が立っている場所となります。

週辺の農地を及ぼさないように、3カ所、5メートルほど緩衝地帯を設ける予定であります。

太陽光パネルの両方に沿って浸透トレンチを入れまして、雨水浸透に努めるということです。

1ページのほうへ戻ってください。

営農計画のほうについて説明をしたいと思います。

栽培品目はハイゴケとなります。営農型では事例はないですけれども、山形市だとか島根県江津市のほうで、遊休荒廃農地対策として中山間地域でコケについて広く栽培しているような事例があります。

特徴が、半日陰性ということで、成長日照量が2,000ルクスから2万ルクス、栽培期間は播種から収穫まで約2年間かかります。

作付面積ですけれども、先ほどの申し上げました緩衝帯び5メートルを除きました4,746.59平米で作付をします。現在、既に2年間、

さん、研修のもとで栽培を行っておりまして、今、1,300ケースほど栽培をしております。これらを使って順次ふやしていく形をとりまして、最終的に1万3,292ケースをこちらのほうで栽培する予定であります。

栽培の方法なんですけれども、まずまきゴケ法と言いまして、自生しているコケを採取しまして、加工して、種として育苗箱で育成を行います。育苗箱の外寸ですけれども、縦50センチ、横36センチとなります。こちらの作付したものを、またその後、成長した段階で分割をしまして、さらに種としてふやしていく、こういうような循環栽培システムを適用いたします。

保守管理等なんですけれども、5ページをごらんください。

生育環境の立面図がこちらのほうにあります。基本的には、パネルの下で栽培となりますけれども、パネルの配置にかかわらず、実情、配置の方法といたしましては、苗箱を縦10箱、横4箱を一組として並べまして、75センチ幅の通路をとります。さらに、これを一組といたしまして、縦3組、横6組ごとに2.3メートルの作業車用の通路を確保しての作業となります。

パネルと、あと遮光シートを使いまして、全体的に日陰をつくる形になります。遮光シートですけれども、パネルの支柱に垂直に南側の面に張るような形をとりまして、広く陰をつくるような形となります。

あと、この支柱をうまく使いまして、散水装置をつくりまして、井戸を掘削して、地下水をくみ上げて散水を行うということです。

めくっていただきまして、6ページにハイゴケの配置図があります。この長い四角が、先ほど言いました10箱掛ける4箱の一固まりという形になります。緩衝帯5メートルの部分には配置しない形となります。

1ページ目のほうに戻ってください。

水管理のほう、先ほど申し上げたように、散水装置を作成して、地下水をくみ上げて散水いたします。

農薬・施肥等はいりません。

技術指導は、日本苔技術協会のほうでアドバイザーがいらっしゃって、その方に今でも研修を受けているということです。

次のページ、お願いいたします。

2ページの下のところ到现在栽培しているハイゴケの様子があります。こちらをごらんいただきますように、苗箱でこのような形で栽培をしております。今、パネルがありませんので、苗箱をふたがわりにして、このように栽培を行っている形です。

出荷方法なんですけれども、この苗箱を単位としまして、コロニーができると、自然にシート状にはがれるということで、シート状の状態にして、出荷先に合わせて乾燥をさせて、ビニール袋に入れて出荷をするということです。

販売先ですけれども、愛知県豊明市にあります のインターネット取引等を活用した販売をするということです。

この というのは、地方卸売市場の運営に携わっているということ

で、特にこちらのほうから幾らでも注文等とっていただけるということなのと、あとは向こうの注文に応じて出荷という形でなくても、多様な販売方法があるということで、出荷のほうにも問題ないということで意見をいただいているそうです。

出荷開始時は2020年12月を予定しております。

出荷量、年間3,987ケースを予定しております。これは、先ほど申し上げました1万3,292の3分の1の栽培量を出荷する予定でいまして、そのうちの1割部分を生育不良分としてみなした数字となっております。

なお、2020年に関しては、一番初年度であること、生育不十分であるということから、2,000ケースを見込んでいるとのことでした。

被害防除措置でございますが、周辺農地の日照への影響につきましては、先ほども申し上げました各境界から5メートルの緩衝帯を設けることによって、近隣の農地の日照を遮るのを防いでおります。

雨水排水対策につきましては、ソーラーパネル列間等に浸透トレンチを施工しまして、雨水をろ過浸透させます。

土砂の流出につきましては、もともと平地であるので、土壌流出のおそれはありません。

あと、近隣農地に与える影響ということで、肥料、農薬等について確認をいたしましたところ、一切使用する予定はないということでした。

雑草の除草につきましては、敷地全体に防草シートを施工しまして、雑草の生育を抑制するというのと、あぜにつきましては、これまでと同様に草刈り機による除草を行うということでした。

あと、反射光につきましては、まず周辺に住宅は全くないということと、それからソーラーパネル自体が地上2メートル以上の高さになるということ、傾斜角を17度で低目に設定して、真南に向けるということで、近隣住民、あるいは農作業をする者、それから通行車両に対する影響はないということですので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長

それでは、ただいま事務局より説明をいただきましたが、本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いたします。

はい、どうぞ、柳澤委員。

柳澤委員

転用のことはあれですが、この1シートというのは、販売価格はありますか。

長田主査

コケ1枚について1,500円を予定しております。インターネットの取引価格等を見ると、大体1,000円から2,000円ぐらいの間で販売をしているようです。

議長

ほかにございましたら。

それじゃ、上條委員

上條委員 隣に なんかがあるんだけど、この辺の反射光はあれかね。そんなに影響ない。

議長 はい、どうぞ。

長田主査 反射光にしましては、先ほど申し上げましたように、南向きに面していること、傾斜角を低くすることによって、全ての反射光は上に行くような、そういう計算でやっております。

また、 につきましては、実は さんが経営しているため、問題はないかなというふうに思われます。

上條委員 17度、だって太陽の角度は変わるでしょう、その季節によって。

長田主査 それにつきましては、インターネットで調べさせていただきましたが、一応東京のほうなんですけれども、まず太陽の高度が30度から78度の範囲で年間通して大きく変化をします。それに対して、太陽光の角度が大体16度から31度程度の間では、クレームにつながるような地上方向への反射光は発生しにくいということで、そういうデータがあるということでもありますので、しかも高さも2メートルより上のほうなので、問題はないかなと。

こういうのを見ていると、基本的に問題になるのは、どうも南向きのものではなくて、それ以外の北に向いているとか、西とか東にパネルが向いているものが、やっぱり変な予想外の方向に反射してしまって、住宅に迷惑をかける。あるいは、斜面がちょっと高目に設定されていると、下のほうに反射をしてしまうということのようですので、今回のものについては、そういったことはかなり配慮されているかなというふうに思われます。

議長 そうだね。理論的には水平なら反射しないもんね。角度があるもので、こっちへ光っちゃうってというような形、反射しながらね。

ほかにございましたら。

はい、どうぞ。

菅野委員 地下水、勝手にくみ上げて、手続というか、何か要るんですか。

長田主査 それにつきましては、ここにもありますけれども、地下水をくみ上げる際には、基本的に環境保全課の届け出が必要になりまして、そちらのほうと調整をするように指導していますので、問題ないと思われます。

議長 いいですかね。今、外国で盆栽がはやっているんだよね。

それはやっぱりコケがなきゃいけないという話。

盆栽にコケをくっつけていって、盆栽のところを覆っておいて、乾燥しな



いようにコケを植えるわけのようだね。

議長 はい、どうぞ。

上條委員 気になったところですけども、この2,000枚からのパネルを張って、今、ゲリラ豪雨のような、ああいう物すごい降り方をする雨が降ったときには、雨水対策できているようですけども、これって防草シートをみんな張りめぐらせてしまって、一気に水がどこに流れるか知らないが、本当に浸透するだけの、それだけの設備になるんですかね。どうでしょうか。最近のゲリラってすごい降り方だね。

長田主査 そこまではちょっと私も何とも言えませんが、ただ、浸透トレンチも1カ所にじゃなくて、本当にパネルの横に配置しますので、恐らくそんなにどうでもあふれて困るような結果にはならないかなというふうに思います。

議長 何かほかにありますか。

[ 質問、意見なし ]

議長 それじゃ、古沢代理のほうからちょっと、もしあれなら、地元ということでもって、何か気がついたことでも何かあったら、この際ですので、ちょっと。

古沢委員 これはあれですかね。パネルの足の部分だけが転用になるんですか。用途変更、全部じゃないんですよね。

長田主査 はい。

古沢委員 この間もブドウをつくるってということで、パネルの間に、それで、将来を見越してやっているんじゃないかって、そういうことを言われて、全てを地目変更してしまうと、とても立地条件のいいところでパネルをやるんですね。営農型のパネルって言って設置して、それがだめだったときには、撤去して、それでその地目はあれですか。農地に戻るんですか。転用したままにいるんですか。

議長 はい、どうぞ。

長田主査 あくまでも一時転用です。

古沢委員 一時転用ですか。

長田主査 なので、これからも、今までやっている さんのところもそうですが、

3年に一度見直して、営農型でなければ、当然撤去で、要は更新を認めない形になります。

なので、本申請が出てくるときには、撤去費用もきちんと資金としてあるかどうかを確認をする形になります。

古沢委員

ああ、そうですか。

この場所は、場所的には周辺の住宅にも影響はないし、周りは田んぼだということで、水が流れても水路に行くから、私はこれ、立地条件とすれば、全てかなっているなど。

ほかのところを見ていると、とても環境のいい場所に太陽光発電をつくると、周辺の住宅にすごい影響があって、変圧するときの騒音とか、やっぱり先月柿澤委員さんがおっしゃられたパネルの反射ですごい近隣の住宅の方々に迷惑をかけているというお話を聞きますので、こういう立地条件のいい場所はいいんですが、これからは住宅とか周りの環境に十分配慮して許可を出していく方向でやっていったらいいかなと思います。

それで、パネルも、例えば高い、いいパネルを使えばいいんですけども、ちょっと変なパネルを使うと、すぐだめになって、今後考えられるのは、廃材の山になる心配です。

上條委員

ちょっと長田さんに聞きたいんだけど、今、その撤去費用の確認をすと言ったけれども、それは何。供託金で積んでおくわけ。それが、預金にありますよ、預金なんてあったって、そんなのすぐ使われちゃう。

長田主査

一応預金での確認で、まず資力がどれだけあるかという確認ですね。

上條委員

預金だったって、そんなの借りてきた預金だとか。

長田主査

ただ、いずれにしても、要は立ったままで、下でやれなくなりましたよは認めないというふうにご理解いただければいいかなと思います。

議 長

ほかにございましたら。

[ 質問、意見なし ]

議 長

質問、ご意見等もないようでございますので、この案件については了解ということで、来月以降に議案上程されるところでもって、審査したいと考えておりますので、よろしく願いしますということでございます。

続きまして報告事項に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

それでは、議案12ページからの報告事項です。全て書類等完備しており

ましたので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしくお願  
い  
します。

それでは、12ページ、(1)現況証明の交付状況の件、1件です。13  
ページ、(2)非農地の交付状況の件、2件です。14ページから17ペ  
ージですが、(3)農地法第18条第6項の規定による合意開発通知の件、  
25件です。18ページ、19ページ、農地法第3条の3第1項の規定に  
よる届出の件、21件です。20ページ、(5)農地法第4条の規定によ  
る届出受理の件、3件です。21ページ、(6)農地法第5条の規定によ  
る届出受理の件、5件です。22ページ、(7)農地法第4条の規定によ  
る農業用施設届出の件、1件です。

農業用施設の届出の内容につきましては、後ほど担当から説明申し上げま  
す。

以上報告します。お願いします。

阪本技師

それでは、22ページ、農地法第4条の規定による農業用施設の届出です。  
受付番号8号、島内にお住まいの さんが島内 、地目、台  
帳、現況ともに畑、680平米のうち190平米に農業用施設2棟を建設  
する届け出です。経営者は さん、経営面積は1万1,476平米  
です。白地の農地です。

以上、1件、1筆、190平米です。

議 長

それでは、ただいまの報告につきまして質問等がありましたら、お願いい  
たします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

それでは、ないようでございますので、これら報告事項につきましては、  
事務局説明のとおり了解いただきたいと思います。

それでは、続きましてその他について、事務局から説明をお願いします。  
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師

それでは、その他の事項です。

来月の日程につきましてご確認をしたいと思います。

来月の部会につきましては、1月31日水曜日、午後3時から、場所は  
大2委員会室です。

次回の農地転用の現地調査は、1月23日火曜日を予定しております。農  
地転用の現地調査の委員さんにつきましては、17番の古沢明子委員さん、  
19番の丸山敏郎委員さんですが、ご予定は。

古沢委員

大丈夫だと思います。

阪本技師

よろしいですかね。

丸山委員 23日ね。

阪本技師 はい。

議長 それでは、お二人の委員さん、お願いいたします。  
それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。  
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 18番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 19番 \_\_\_\_\_

平成 2 9 年 1 2 月

# 農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成29年12月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年12月27日(水)午後3時41分から午後5時12分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 25人
- |     |     |    |
|-----|-----|----|
| 1番  | 田中  | 悦郎 |
| 2番  | 萩原  | 良治 |
| 3番  | 三村  | 和弘 |
| 4番  | 荒井  | 和久 |
| 5番  | 伊藤  | 素章 |
| 6番  | 竹島  | 敏博 |
| 7番  | 百瀬  | 芳彦 |
| 8番  | 波場  | 秀樹 |
| 9番  | 窪田  | 英明 |
| 10番 | 前田  | 隆之 |
| 11番 | 丸山  | 寛実 |
| 12番 | 忠地  | 義光 |
| 13番 | 橋本  | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬  | 文彦 |
| 15番 | 上内  | 佳朋 |
| 17番 | 百瀬  | 秀一 |
| 19番 | 小林  | 弘也 |
| 20番 | 小松  | 誠一 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野  | 徹  |
| 24番 | 百瀬  | 貞雄 |
| 25番 | 中島  | 孝子 |
| 26番 | 金子  | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川  | 和宏 |
- 4 欠席委員 3人
- |     |    |    |
|-----|----|----|
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 7番 百瀬 芳彦 委員  
8番 波場 秀樹 委員  
〔書記〕青柳主事

9 議 案

議案第135号 平成29年度第3回青年等就農計画の承認について

10 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

11 その他

12 「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換

13 出席職員	農業委員会事務局	局 長	窪田 京子
	〃	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 林 部	部 長	藤井 卓哉
	農 政 課	課 長	中村 尚文
	〃	係 長	小林 聡
	〃	主 査	松村 豪治
	〃	主 事	岩垂 宏直
	〃	主 事	川嶋 遥
	西部農林課	主 査	上條 裕之

14 会議の概要

議 長 それでは、議事に入ります。  
初めに、議案第135号、平成29年度第3回青年等就農計画の承認について、農政課から説明をお願いいたします。  
岩垂主事。

岩垂（農政課） 農政課担い手担当の岩垂でございます。よろしくをお願いいたします。  
着座にて失礼させていただきます。  
それでは、平成29年度第3回青年等就農計画の承認について、審議をお願いするものです。  
根拠法令、認定基準につきましては1ページ目に記載のとおりになります。  
続きまして、2ページ目をごらんください。  
今回審査をお願いする申請者の計画について概要の説明をいたします。  
島立地区の〇〇〇〇さん、新たに農業経営を開始されております。目標と

する営農類型は施設野菜になります。将来の農業経営の構想につきましては、農業技術の向上、機械化、規模拡大と、キュウリ、トマトを中心に露地野菜の栽培を入れた複合経営を目指します。農業経営の現状につきましては、現在、ハウスでキュウリ、促成、抑制合わせまして18アールを栽培しております。目標面積につきましては、キュウリの抑制、促成、また露地野菜も合わせまして60アールの規模拡大を目標としております。目標の年間所得、労働時間は基準を満たしております。

以上になります。

議長 ありがとうございます。  
それでは、百瀬貞雄委員、何かありますか。

百瀬（貞）委員 ○○さんは、木曾出身の方ですけれども、島立で民家を借りて、ご夫婦で生活をされております。島立の○○○○さんのところで研修をしまして、現在、一所懸命キュウリをハウス栽培しております。これからも規模拡大に向けて頑張っていくと聞いております。若く、体力もありますので、期待しているところでございます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、ほかの委員の方で質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思っております。

[ 質問、意見なし ]

議長 じゃ、それでは集約したいと思います。  
議案第135号、平成29年度第3回青年等就農計画の承認について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第135号は原案どおり決定いたします。  
それでは、協議事項に入ります。  
初めに、協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第130号から132号について審査を行うものです。  
初めに、利用集積計画にのっている新規就農者について、事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いいたします。  
青柳主事、お願いします。

青柳主事 それでは、新規就農者について説明させていただきます。よろしくお願



では、議案の末尾、15ページをごらんください。

12月の新規就農者ですけれども、1名いらっしゃいますので、ご確認をお願いします。

整理番号1番、〇〇〇〇様になります。ご住所は芳川地区、ご年齢は65歳、農地の地区は里山辺、栽培予定品目は野菜で、経営規模が4アール、農業従事予定人数はご本人のみということで1人となります。それから、就農の目的が自家消費を中心とした農業ということで、新規就農届をご提出いただいております。農業経験、技術習得につきましては、ブドウのオーナーの実績があるということでお話をちょうだいしております。補足になりますが、もともと芳川地区で会社の役員をされていますが、趣味で野菜づくりをやろうと考えて農地を探した結果、里山辺で農地の持ち主の方と話がまとまりまして、今回新規就農されるということになります。

議案に関しましては、7ページの60番、新規1筆ということになりますので、よろしくをお願いします。

なお、こちらの利用集積計画の作物に水稻と記載がありますが、利用権設定申請書が先に出て、水田の貸借であったため作物を水稻としたものです。後に提出のあった新規就農届では野菜づくりをされると確認が取れましたので、集積計画と新規就農者のページで作物に違いがありますが、ご承知おきください。

署名につきましては、居住地区の窪田農業委員、農地所在地区の百瀬文彦委員からそれぞれご署名いただいておりますので、お願いいたします。

新規就農に関しましては以上になります。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員の方で、何か補足はありますか。

[ 質問、意見なし ]

議長 ありがとうございます。  
それでは、川嶋さん、お願いします。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋と申します。よろしくご承知いたします。  
着座にて説明させていただきます。  
今回ですが、集積計画の議案は3つに分かれています、一括して説明いたしますので、お願いいたします。  
3ページをごらんください。  
協議事項1、議案第130号、農用地利用集積計画の事前内容審査。  
内容は以下のとおりとなっております。  
合計欄だけ読み上げますので、11ページをごらんください。  
合計、一般、筆数114筆、貸し付け49人、借り入れ24人、面積21万192平米。  
円滑化事業分、筆数123筆、貸し付け75人、借り入れ54人、面積が

21万4,554平米。

所有権の移転、13筆、貸し付け4人、借り入れ4人、面積2万2,700平米。

第18条2項6号関係、8筆、貸し付け4人、借り入れ2人、1万2,630平米。

農地中間管理権の設定、36筆、貸し付け17人、借り入れ1人、面積7万2,667平米。

合計294筆、貸し付け149人、借り入れ85人、面積53万2,743平米。

当月の利用件設定(全体)のうち、認定農業者への集積は、筆数161筆、面積30万3,399平米、集積率は69.37%となっております。

続いて、12ページをごらんください。

議案第131号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

円滑化事業分のみとなっております。筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積が1,370平米となっております。

続きまして、議案第132号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計ですが、農地中間管理権の設定のみとなっております。筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,707平米となっております。

協議事項1については以上になります。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、地元の委員の方で補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

それでは、集約したいと思います。

議案第130号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第130号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、議案第131号について、原案どおり決定すべきものとして

農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第131号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、議案第132号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第132号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第133号から134号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

農政課の川嶋と申します。引き続きよろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

配分計画案ですが、議案2つに分かれています。一括して説明させていただきます。

13ページをごらんください。

協議事項2、議案第133号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

内容は以下のとおりとなっております。

合計欄をごらんください。

筆数15筆、貸し付け1人、借り入れ8人、面積2万1,895平米。

当月の利用件設定（中間管理権設定）のうち、認定農業者への集積ですが、集積率は76.65%となっております。

続いて、14ページをごらんください。

議案第134号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

筆数28筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積5万8,139平米。

当月の利用件設定（中間管理権設定）のうち、認定農業者への集積、集積率は100%となっております。

協議事項2については以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、地元の委員の方から補足等ありましたら、お出

しをお願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長 なければ、ほかの委員の方で何かありましたら、お願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、集約したいと思います。  
議案第 1 3 3 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第 1 3 3 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、議案第 1 3 4 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第 1 3 4 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
以上で議事を終了いたします。  
その他で何かありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ありがとうございます。  
それでは、しばらく休憩をさせていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

( 休 憩 )

議 長 それでは、再開します。  
「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換についてです。  
先月も申し上げましたが、藤井部長さん、課長さん、それぞれ大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。  
農政課マーケティング担当係長にもご出席をいただいております、引き続き農業施策について意見を交わしていきたいと思います。

まず、板花補佐から、趣旨等も踏まえてお願いしたいと思います。

板花局長補佐

市長懇談会後に先月から始めました農林部との懇談会ということで、今月もお願ひしたいと思います。

今月のテーマは、「農産物の販売促進について」になります。

市長懇談会より深めて、具体的に議論をしながら自由闊達に意見を交えまして、農林部と懇談をしていただきたいと思いますと考えております。

何かいい知恵、アイデアが出ましたら、大変ありがたいですので、よろしくお願ひいたします。

また、今後、1月、2月、3月と引き続き懇談をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、今回の意見交換のテーマとなる販売促進に関して、農政課から説明をお願ひいたします。

では、小林係長。

小林（農政課）

お手元に3枚の資料がございますでしょうか。これに従って説明したいと思ひます。

農政課マーケティング担当係長の小林と申します。よろしくお願ひします。着座にて説明いたします。失礼いたします。

今回、販売促進にかかわって、産地ブランド化と6次産業化、この2つの現況と今後についてお話をさせていただいて、後ほど意見交換をお願ひしたいと思ひます。

まず、産地ブランド化の関係です。

平成25年から機能性に注目した産地ブランド化の研究を農政課で進めております。これについて、現在、どういう状況にあって、今後どういう展開を考えているのかという部分と、それ以外の手法の産地ブランド化についても、今、検討を始めておりますので、それらについてお話をします。

レジュメの2番、これまでの研究成果というところをごらんください。1つは抗酸化力の調査をしたというのが25年、26年の2カ年、その後、27、28年度は食品表示に基づく機能性成分、栄養機能成分の可能性というものを検討しております。結果として、松本一本ねぎについては、ことしの11月20日から、JAで信州の伝統野菜として認定を受けているものに表示シールを貼るという形で、栄養食品、葉酸についての栄養食品の表示を始めているところでございます。リンゴについては機能性表示食品という部分で取り組んでいますが、現状ではその根拠となる資料が整っていないので、その部分について調整をしているところでございます。

ここまでのところで、3番、中間評価という部分ですが、今まで機能性で何とかブランド化できないかというふうに進めてきましたが、まず機能性食品自体が、新たな科学的な根拠を認めてもらうという形で、結構難しい

部分があります。今、リンゴについては調整をしているところですが、それ以外に松本産のもので可能性があるものは、見当たらない状況でございます。この機能性表示食品という展開は今後難しいのかなという認識しております。

それに対して、もう既に科学的根拠が確認されている栄養機能という部分、これは食品表示基準に当てはまる数値であれば、そのものを栄養機能食品として表示することができるという趣旨のものですが、こちらは可能性があるのではないかとということで、今後、一本ねぎだけではなく、ほかのものも栄養機能食品としてふやしていくことを考えているという状況です。

それと、3の(3)です。栄養機能、機能性表示食品、そういった機能に注目した産地ブランド化というものの以外の、ほかのブランド化の手法でございます。それ以外の高付加価値化の取り組みも視野に入れるということで、現在、地理的表示保護制度を導入できないか、検討を幾つかの作物でしている状況でございます。

4番、見直しの方向性と来年度対応(案)という部分については、ここで5つ示しておりますが、まず栄養機能食品として可能性のあるものをふやしていくために、いろいろな成分分析を行っていくという考え方をしています。検討している項目ですが、1枚おめくりいただきまして、こちらに1番の白菜から桃まで、これは松本の旬のカレンダーに記載のある品目で、松本でたくさんつくられている農産物が挙がっております。この中で、網かけになっている部分があります。例えば白菜であれば、ビタミンKというところの59という数字に網がかかっております。表の説明ですが、上のほうにそれぞれの成分名が記載してあります。その単位が下のほうに記載がありまして、上限値、下限値という欄の値に当てはまるものについて網かけをしているというものです。松本産のものはまだ分析しておりませんが、網かけのあるものについては、一般的な野菜、果物の中で、栄養機能食品の基準に当てはまるものということになりまして、先ほどの白菜であれば、ビタミンKが基準に当てはまる、そういう読み方をさせていただきたいと思います。これを見ると、松本一本ねぎだけではなくて、たくさん野菜が栄養機能食品としての表示が可能ではないか考えられ、こういう見方をすることがまだ一般的になっていない生鮮食料品については、松本から発信をすることで健康寿命延伸都市のブランド力と相まって、ブランドの確立ができるのではないかと考えております。

それ以外の部分について、例えば(2)は後ほど6次産業のところの説明しますが、(3)伝統野菜の部分では、松本一本ねぎについて特定奨励という形を行っていますが、それ以外のもので例えば保平かぶ、番所きゅうり、稲核菜等についても何とか作付拡大奨励金の対象にできないか、現在、検討しております。

4番、先ほど産地ブランド化にてほかの手法があると申しあげましたが、地理的表示保護制度、これも信州の伝統野菜で可能性があるのではないかとということで、まず松本一本ねぎの地理的表示保護制度登録に向けての研究、支援を行いたいと考えております。

こういった様々なブランド化をしていくことで、産地としての知名度をさらに上げるためのプロモーション活動を行っていききたいという考えを持っているというのが、このブランド化の今後についてでございます。

続きまして3ページ、6次産業化について説明いたします。

そもそも6次産業化とは、ということで、趣旨のところにも米印を記載しております。松本産農水産物の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業活動で、農水産物の価値を高める、または加工もしくは販売の過程において新たな価値を生み出すことを目指したもので、いわゆる農商工連携によって新しい付加価値を生み出そうという取り組みの一つでございます。

制度としては、平成25年の5月からこの補助金制度ができております。

2番、経過及び実績の制度の概要で少し触れていますが、補助対象が農業者だけではなく、市内で農産物直売所を運営している方や、地産地消推進の店として登録された方等についても利用できるということが特徴です。補助対象経費については、人材育成、商品開発、販路開拓、利子補給等の4区分がありまして、それぞれに補助限度額を設けております。基本的には、対象経費の半分を補助するという中身でございます。

実績としては、(3)今年度の実際に申請のあった部分も含めると、平成25年度から始まって、計26件になります。ただ、3番で、実績から見える課題点というところがありますが、26件の申請がある中で、申請者は13名であり、複数の方が幾つも申請をしているという状況にあります。

それから最近多いのが、パッケージの開発です。商品そのものを新しくつくるのではなく、パッケージの模様がえのためだけに使われるというケースになります。ですので、なかなかインパクトのある商品開発につながっていないというのが現状と捉えております。それと(2)で、基本的には申請をしていただいて、その受け付け順で要件に合っているかを事務局で判断するという形で採択をしております。インパクトのある商品を選考会で選ぶという形にはなっていないので、採択方法はどうか、ということも議論をしているところです。

それら課題を来年度から見直して、活性化できないか検討しております。具体的には、4番、今後の見直しの方向性(案)の部分ですが、まずこういった取り組みを活性化させるために、コーディネート機能を強化できないかということで、今まであまり連携ができていなかった松本工業支援センター等との連携強化に取り組んで、消費者、販売者等のニーズをくみ上げていきます。また、農業者の方がいきなり加工や販売までやりたいと言ってもノウハウがありませんので、そういったノウハウを持っている人とできるだけマッチングさせるという営みを強化したいと考えています。加えて、商品開発をできるだけ手厚く補助できる形に模様がえできないかということ、あと商工課でも似たような補助金があることから、そちらと整合性を持たせるという部分がございます。(3)については、審査会で一定期間、申請のあったものを審査のうえ、採択する形はどうかを検討しております。

結果的には、何とか創出付加価値額をふやすということが、目に見えてわ

かるような中身にしていきたいと考えているところです。

2つの制度等についての現状と今後について説明いたしました。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りますが、小林委員、何かありますか。

小林委員

1に機能性のことを書いてありますが、昨年、大阪へ市場の人と懇談会、交流会をやってまいりました。リンゴの青果にJAの組合長や副市長と一緒に行ったわけですが、その中で機能性のことを話題に出したところ、機能性も大事なことだけれども、もっとボリュームのあるリンゴをたくさんつくって出してほしい、野菜も同じでボリュームのあるもの、量を求めているという声が返ってきました。機能性についてどのくらい力を入れているのかは分かりませんが、市場からはそのような話があったという経過がありますので、中村課長がどのように考えているか、お願いします。

議 長

それでは中村課長、お願いします。

中村（農政課）

確かに昨年行ったときは、おっしゃるとおりのお話がありました。

ただ、市場のほうの大きい流通で取り扱うべきものと、個別のバイヤーが求めているものとは若干違うようでして、例えば先日、一本ねぎの食品表示をしたという中で、早速あるバイヤーからJAに問い合わせがあったとのことです。確かに大きい物流の中ではあまり価値を見出せないかもしれませんが、特徴のあるものを求めているバイヤーにとっては十分な価値があります。もう一つ、私どももこの機会をとらえてもっとアピールをしないといけないと思っていますけれども、様子見のところがありますので、いずれにしても、これを進めてはいくにあたって、一本ねぎの表示を1つのばねとして考えていきたいと、現在の方向性としては思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今回の懇談の中から、松本市の農業のマーケティングには何が必要かということをお聞きいただき、政策で示していただくという機会であると思います。基本的なことは小林委員が言い、今、中村課長もおっしゃっていましたが、機能性を高めて、これが大きい流通の中でインパクトのある商材として成り立つかはいささか疑問符がつくわけですが、個別で見ると反響がありますし、今までの積み上げをひっくり返すことはいかがかと思えますし、もちろん継続性も大事かと思えます。その辺り、今、現場で何が問題で、売ることについてはどういうふうにやればいいのか、現場の声の把握を考えないといけないですね。売るプロというと、花の関係の方もいますし、果物関係の方もいるだろうと思えますので、そうしたことに行政は何ができるか、どういう手を打つかということが考えないといけな



い面だと思いますが、そういった面で、百瀬さん、何かありますか。

百瀬（秀）委員

私は県外向けの出荷を10年ばかりやってきました。その中で、当初は市場からいろいろな意見を聞けばいいということからはじめましたが、市場ではなかなかいい意見を聞けないので、次は中卸に聞く。それでも、まだまだ意見を聞けないから、スーパーのバイヤーに聞くという話にまでなりました。

出荷、販売も市場へ出すという出し方から、相手の顔を見た産直、直売のような形に、かなりウエイトは移ってきています。これは長野県だけではなくて、世界中でそういう動きになっていると思います。幾らでもいいから物を出していくという形から、相手の顔を見ながら、こういうものを出していく、相手売り先まで設定して出していくような形になっています。

これからもそういう形であると思っていますけれども、では、現在やっている機能性というものをどこにアピールするかということになれば、最先端の売っている相手のところへ持っていき、あちらのリンゴよりもうちのリンゴはこうだから、こちらのリンゴを扱ってくれということまでやることになるかと思います。ただ、このことはここで考えているほど楽なことではないので、やるのであれば組織的なものをつくって、対応していくということが考えられます。例えば全農長野でも東京、名古屋、大阪、九州まで市場、出先を持っていますので、そういうところをお願いしていくか、また農協でも、それぞれ東京や大阪へ出している人がいますので、そういう方との連携をどうやっていくかということだろうと思います。

私たち生産者は、産地に対してのこういう付加価値があるという意見を農家には持っていけるけれども、市場にそのものを持って行って、では売ってくださいというところまではなかなか行けない。先ほど、小林委員さんがおっしゃったように、市場は物をちゃんと持ってくれば売りますよ、と言ってきます。物量があればそういう形にできますけれども、物量の少ないものをそういう形にまで持っていくことは難しいので、相手を決めてこういう付加価値があるので売ってください、という方法を組織的に考えていかないと、松本市だけでこういうものがないよと言っても、それが末端まで行き届かないのではないかと思います。その辺りを組み立て直しとありますが、やることはいいことですので、成果を販売に結びつける手法を考えることが必要かと思います。市場であればたくさんの物が来ればいい。この品目は、この成分がたくさん含まれるから売ってほしいと伝えても、今の市場流通では販売に直結させることが難しい。なので、〇〇〇〇や〇〇〇〇とか、大きなところでもいいし、〇〇〇のようなところへ持っていき、そういうものについてはどうだということまで落とし込んで、農家ではこう、売り手とすればこう、我々が仲立ちとすればこういうことをやりますよという話をしていけばいいのではないかと思います。

実際問題として、農家収入になる、農家の生産拡大を誘発するということはなかなか難しいと思いますが、そこら辺の組み立てを松本市が行うことはいいのではないかと思います。

議長

ありがとうございました。

それぞれ意見などがございましたら、お出しただいて、参考にさせていただけばと思います。やはり大きい品目だけでなく、小さいそれぞれの特産品もありますし、販売手段もいろいろありますが、そこを先ほどのコーディネートというか、マッチングというか、そういうことも松本市の農政の重要な役割の一つではないかという気もします。

先ほど、松本城のところで前田委員さんと家庭菜園の話をしました。それも含めて、何かありましたらお願いします。

前田委員

ことし2軒の農家の方から、ソバの販売をお願いしたいと頼まれました。1人はおばあさんで、多分化学肥料と鶏ふんを肥料にしていると思います。非常に丸くてふっくらしているソバをつくります。もう一人の方は昔のつくり方で、カチキという草を入れてつくっています。その人のソバはおいしいはずだから、買って欲しくないかという相談でしたので、売り主にお話ししたら、高くてもいいから買いたいということで、紹介しました。値段をほかのところよりも倍ぐらいで買ってくれるお店ですが、条件があって、天然乾燥でないといけない。機械乾燥は、ソバの風味がなくなってしまうからダメだそうです。私たちもソバ組合みたいなものをつくって、ソバをそこでつくって、刈って、それで売るということもしていますけれども、先ほどのソバと食べ比べるとやはり違います。私が紹介したソバは、粒は小さくて細いけれども、非常に粘りがあります。また、機械乾燥のソバのお店と、天然乾燥のソバのお店を比べても全然違う。こうした違いのあるものは、先ほど説明のあった機能性食品とか、栄養のことで実際に違いが出てくるかどうか、その辺を私は知りたいです。

それから、そのお店は自分の手で粉を挽いていて、20人分くらいしかできませんので、もうけは少ない。食べていけばいいという、そういう商売やっているのですけれども、非常に良心的で固定客もついていて、店としては十分にやっている。もし、そういうところまで目をかけていくということになれば、そういう売り方もいいと思います。ただ、松本市全体のことを考えたら、そんなことを言っていられない。1トンもソバをつくらしている人が天然乾燥をできるわけがないのです。そういう問題をどうするかということもありますけれども、そういうところも何か見てやりたいなという気持ちもあるので、その辺りはいかがでしょうか。

議長

ありがとうございました。

この項目では、我々から食のカatalogみたいな提案もさせていただきました。大きい玉は大きい玉で売るということと、こだわりとかそういうもののパッケージは、別で何かできる可能性もあるような気もします。そこはまたどれだけペイできるか、そういうことも出てきますが、少し考えて、あらゆる方向で見ていくということかと思います。

はい、百瀬さん。

百瀬（秀）委員　　6次産業化もいいと思いますが、私が長野でやっていたときに、長野県でいろいろな品目をつくるという意向がかなり産地からあって、実際につくるとしたら何をつくればいいのかということがありました。

そのときに、県内の加工会社を回ったんです。そうしましたら、加工会社に入っている原材料が宮崎県から来たり、北海道から来たりしてしていました。会社に話を聞くと、長野県に話しても全然つくってくれない、何もつくってくれない県だという話がありまして、では、何が必要かということで、ケールとかいろいろなものを入れたということがあります。松本にもいろいろな加工会社がありますし、その会社が原材料を長野県、松本市から仕入れているか分かりませんが、他地域から仕入れている面もあると思います。そうした原材料のなかに松本市でできるものもあるのではないかとこの視点に立って、産地に対してこういうものをつくると、この加工会社がこういう形にして、このくらいの売上、収入になるという話ができるのではないかと常々思っています。

全国からいろいろなものを集めてやっているのはいいことだけれども、やはり地元でつくったものを地元で販売することも大事ですし、また外へ出して販売することも考えないといけない。それにはつくった人の顔を、Aさん、Bさん、Cさんといったようにつけてもいいのではないかと。ただ、それを一人にやらせる、Aさん、Bさん、Cさんの分までAさんにすべてやらせるということになると、これは大変なことだと思います。ですので、地元にある専門の加工会社に地元でつくった原材料を使ってもらおうという考え方をして、そうした会社は販売ルートを持っていたりするわけですから、パッケージのことも、販路のことも何か他の考え方ができるんじゃないか。

つまり、コーディネーターのような動きができる行政体制ができるのではないかと常々思っていますので、よろしくをお願いします。

議　　長　　そうですね、一度整理してリストアップして、行きと受け手とマッチングさせたりする。そこを調査したり、意見聞いてもいいかもしれません。  
では、小林委員。

小林委員　　百瀬さんの今のお話ですが、昨年、私どもも19市の会長会議で長野市にある加工センターを視察してきました。主に行っているのはタマネギの加工で、ほとんどの原材料を県内から入れているそうです。県内のタマネギはかたくていい、加工しやすいものをつくってもらっていると言っていました。また、従業員として70人以上の雇用を生んでいますし、スーパーなどへの納入、販売もあるそうです。

社長の話では、国から6次産業化の指定を受けるのに1年半かかったそうです。その申請書も手間がかかるようですが、その補助金をもらわないといけないので、1年半待ったそうです。現在は生産者から非常に安定的に生産してもらえているし、それなりの単価で仕入れているということで、

松本市もその辺りのところへシフトしたほうがいいのでは、と思います。

本当に、今、百瀬さんの言われたような販路のこともありますし、行政が後押しすれば、もっと松本の農業を活性化することができるのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。

活性化セミナーのときにビールとホップの関係でも、同じような発言がありましたので、その辺りのマッチングも具体的にできますし、あまりかたく考えてもいけないでしょうから、ビール、シードル、焼酎といったものも松本からさらに出てくればおもしろいと思います。

米の関係で波田野さん、何かありますか。

波田野委員 お米は今、供給過剰で、平成30年の作付が問題になっています。また、北海道から食味のいいブランドを出してきているということもあります。長野県はどうしてもコシヒカリ一辺倒で、特色あるお米もないので、力を入れてもあまり差が出ないと思いますが、最近は風さやかに力を入れ始めて、日本酒をつくったり、いろいろとタイアップしています。ただ、晩成種なので、夏が寒いと途端に収量が落ちてしまう、そういうデメリットもあります。今、力を入れているのは、安くて天気がよければ12俵は確実にとれる品種で、食味が悪くなる関係で12俵までにしておきなさいという指導がありますけれども、そういうものも出てきています。ですが、お米自体が飽和状態で、毎年8万トンくらい需要が減っているので、みんなで足の引っ張り合いをしている。何か目立つものとか特色ある米とか、これまでと少し違うものを出さないと、米の場合は特徴がないんですよ。すみません、あまりいろいろなことは言いません。

議長 ありがとうございます。

それぞれの方で何か、ご意見はございますか。お話をいただければ、可能性としても出てくると思いますので、何か。

百瀬貞雄さん、何かありますか。

百瀬（貞）委員 なかなか難しい問題で、個人経営の場合ですと、例えばキュウリなら、地元のアルプスの水で育ったとか、無農薬であるとか、朝どりであるという付加価値よりも量が大切だと思います。しかし、そうした場合は販路が難しくなってくる。主要な市場で買ってもらうということになると、機能性などの付加価値をPRする、例えばダンボールに大きく表示をするような形をとっていったほうがいい気がします。個人消費者は、結構そういうところを見ているので、一番難しいところではないですかね。これが解決すれば、いいのですが。

議長 ありがとうございます。

ここまでお聞きして、藤井部長、何かございますか。

藤井（農林部）

いろいろなご意見をありがとうございました。

繰り返しになりますけれども、松本市が今、何をやろうとしているかというところですが、まず1つ、農協は何をやるのか、市は何をやるのかということが明確ではない部分があるんですね。先ほどの市場の物流というのは、どちらかという農協さんにお任せしている部分があります。

それ以外、私たちが何をしているかというところで、来年から特に力を入れていきたいことの切り口を3つ考えています。これは先ほどの説明の繰り返しになりますが、1つは、健康野菜という切り口で考えています。もう一つは、伝統野菜という切り口を考えています。そして、もう一つは、松本産であるという切り口を考えています。この3つですが、まず伝統野菜から申しますと、松本には市民も知らないような伝統野菜が幾つもある。私も農林部に来るまで知らなかったものが幾つもあって、番所きゅうりとか、保平かぶ辺りは、恐らく、松本市民に聞いても知らないかと思えます。ですが、松本の伝統野菜の1つだと思っんですね。こういったもの、あるいはよく信州の伝統野菜を見ますと、松本の伝統野菜として、松本越瓜というものが出ていますし、切葉松本地大根というものもあります。でも、切葉松本地大根と誰かに聞いても、知っている人は少ないでしょう。松本越瓜と言っても、同じかと思えます。ですが、長野県の伝統野菜を見ると、松本地方の伝統野菜として出ているんですね。それほど地元の皆さんが知らない伝統野菜がたくさんあって、そういうものをもっと紹介していきたい。先ほどの切葉松本地大根は、いわゆるかた大根のことです。松本越瓜は本瓜のことだそうです。名前が違うんです。だから、かた大根と言えばみんな知っているのですが、長野県の伝統野菜のパンフレットを見ますと、切葉松本地大根と載っていて、実際、そういう種も出ているようです。稲核菜と花豆は結構有名ですが、番所きゅうりにしても、保平かぶにしても知らない人が結構いると思っんですね。金沢へ行ったときに、加賀野菜というパンフレットがつくってあるのを見まして、松本市も伝統野菜をパンフレット化して、同じようなものをつくっていきたくて考えています。また、この伝統野菜を持ってホテルや旅館に行き、松本のこういう伝統野菜でそれぞれレシピを考えて、誘客につなげてもらえないですかという話をしていこうかなというふうにも思っています。

つまり、この伝統野菜は出荷ができませんので、食べたければ松本へ来てくださいという方向に持っていきたいと思っています。

それから、もう一つは、松本産であるという切り口ですね。

松本はご存じのように、非常に晴天率の高いところで、晴れ間が多いです。それと同時に、昼と夜の気温差が非常に大きい。この気温差を日格差と言うそうですが、これが大きいと甘みのある野菜、果物ができるということで、それを松本の特性として売っていく。松本産だからおいしいんですよ、という売り方をしていきたい。例えば、リンゴとか、スイカとか、キュウリとか、いろいろな作物を売り出していいんですよ。ほかの市町村ですと、例えば白山市では、松任キュウリ、松任トマトという名前で売ってい

ます。松任キュウリとはどういう種ですか、と聞いたところ、普通のキュウリだそうで、松任トマトも普通のトマトとのこと。松任地区でつくっているものだから、そういう売り方をするんですね。

そういう形で差別化をして、少しでも注目を浴びさせるといのは、様々な場所でやっています。ですので、松本でも島立キュウリとか、両島ナスとかありますが、番所キュウリのような特殊なものではなくても、松本で育ったからおいしいんですよという売り方で、結構バイヤーが飛びついてくる。そういう形で、松本産であるという売り方をしていきたいと思っています。

もう一つ、最後は健康野菜ですね。

健康野菜については、先ほど機能性の話がありましたが、機能性そのものを打ち出しても、そんなことで売れるのか、という気がするかと思います。松本一本ねぎで栄養機能表示をする時、多くの人が同じ思いを抱いていたようでした。ですが、ほかのバイヤー関係の人たちはこういうものへ飛びつくんだという話を受けて、実際にやってみたら確かにバイヤーが飛びついた。新聞に掲載されて、すぐに反応してきたんです。新聞に載ると、そういうものがあるなら食べてみたい、と消費者は思って、作物の付加価値が上がっていく。付加価値が上がることで、農家の生産意欲も上がっていくといい、ということをして市では考えています。

ですので、決して機能性だけで売っていくわけではなく、例えば健康野菜として、いろいろな野菜の健康性を打ち出して、ほかのところやる前に松本市が先にそういう面で売り出していく。お年寄りになるとこういう成分が特に必要になるので、それについては松本のこういう野菜を食べるといいですよとか、運動をたくさんやるアスリートの方はこういう成分が足りなくなりがちなので、松本のこの野菜を特にとっていくのはどうですか、というような売り方をする。これが健康野菜の売り方ですね。特に、松本は火山灰土があり、ミネラル分がいいそうです。こういうところで作った作物はミネラルが絶対に上がっていますので、そういう調査をしながら、健康野菜という売り方をしていこうと考えています。

そういう3つの切り口で、農作物を注目させようというのが今、私たちが考えているやり方です。

その後の6次産業化ですが、これはどうやって出口をつくっていくかということになります。これについては、それぞれ専門の人と話をしていると、いろいろな意見が出てきて、おもしろいです。私たちも最初は農家の所得補償のために、例えば台風などの天災で被害を受けた農作物を何とか商品化できないかという相談に行ったのですが、そういう考えではダメだそうです。6次産業化というのは加工することで農作物の価値を上げるもので、実際に価値が2倍、3倍に上がる事例が幾つもあるそうです。ですので、リンゴでもスイカでも、そのまま売るのが一番いいと思いますけれども、実は加工することでもっと価値が上がるやり方があるそうで、そういったものを研究していく必要があると、先日の健康首都会議に来られた先生がお話をされていました。今後、松本もそういう研究をしていきますが、農

家とバイヤーさんをつなぐ方法として、先ほど6次産業の中で、つなぎ役が必要だという話がありました。松本も商工観光部のほうに予算がありますので、商工観光部と連携をしながら、そのつなぎ役を選んで、そして農家とバイヤーさんをうまくつないでいくということを来年からやっていきたいと考えています。

それともう一つ、先ほど松本の水の話をされましたが、松本産であるということの売り方の中には、日格差や日照だけでなく、アルプスの梓川水系のおいしい水で育っているとか、いろいろなことを付加価値として加えていきます。そうすることで、都会では結構注目を浴びます。とにかく目立つことをやっていこうと今、考えております。

答えになっているか分かりませんが、そのような状況です。

議長

ありがとうございました。

今、我々の発言の中でつぶさに感じていただいた点や、行政のマッチングというお話をいただきました。大きい3本立てで、来年やってくださるようですので、ぜひ結果を出していただければと考えております。

大変不慣れな議長で申しわけなかったのですが、何か言い残した点があれば、お願いします。

上内委員

時代に逆行するかもしれませんが、なぜかけ米が非常においしいという話があります。ところが、量をたくさんつくっている農家は、今、コンバインで稲刈りと脱穀をして、いろいろなところへ出している。そういうお米はブレンドして販売するんですね。僕も個人的にはなぜかけ米を近くのアパートの人に売って食べてもらったことがあります。普通のお米よりもおいしい、冷めてもおいしいよと話して。それで、お弁当に持って行って、旦那さんが冷めてもおいしいと言うから、少し高いけれどもまた買いますと言われました。ただ、なぜかけ米は量をたくさんつくる人たちにとっては、これは不可能だと思います。先ほど前田委員さんが言ったソバと一緒にですが、実際においしく、高く売れると言っても、今、なぜかけ米をやる人が減ってきていますし、果たしてみんなはつくってくれるのか。これからの後継者の問題でもあるんですね。

山辺のブドウも、デラウエアをつくっていますが、高齢化が進んで栽培に手がかかるからやらない、という人が増えてきている。ただ、山辺のデラウエアは全国からおいしいよ、という声をいただいているので、今、農協も一所懸命で販路を拡張しています。ですが、つくる人が減っていて、天候にも左右されるものですから、去年もおととしも量が減ってきている。市場からももっとたくさんくださいと言われていたらしいんですよ。でも、現実として若い人の農業、デラウエアづくりが減少していて、山辺地区の問題として困っています。この間もブドウの再生プロジェクトで、ブドウ園を農業委員や町会長、関係する団体の人たちに見てもらいましたが、なかなか立地条件が厳しくてできない。それが僕らの今の悩みです。

あまり販路の問題とはかけ離れているかもしれませんが、以上です。

議長

ありがとうございました。

貴重なご意見をありがとうございました。

また、藤井部長さん、中村課長さん、小林係長さん、本当にありがとうございます。我々と思いは1つですので、また力を合わせていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、本日の議題は終了しました。

これで議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

15 議長退任

16 閉会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 7番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 8番

\_\_\_\_\_